

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成 24 年 2 月

岩手県包括外部監査人
公認会計士 尾 町 雅 文

目 次

「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	1
5 外部監査の方法	1
(1) 監査着眼点	1
(2) 実施した主な監査手続	2
6 外部監査の実施期間	2
7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名.....	2
8 利害関係	2
第2 監査対象の概要	3
1 公有財産の概要	3
2 県が保有する公有財産の概要	4
3 サンプル抽出した公有財産	5
4 公有財産の管理体制	6
(1) 総括と所管	6
(2) 県有未利用資産等活用・処分方針.....	6
5 新地方公会計制度	8
第3 外部監査の結果及び意見	12
I 個別検出事項	12
1 維持	13
(1) 契約締結不明財産	13
(2) 道路敷地の使用許可・貸付	14
(3) 土壌汚染	15
2 更新投資	16
(1) 更新投資計画の実現可能性	16
(2) 更新投資の最適化のための管理体制.....	18
(3) 計画目標設定の有効性	20

3	運用	22
	(1) 利用計画の実現可能性	23
	(2) 職員駐車場	25
	(3) 庁舎の効率的運用	26
4	使用許可・貸付	27
	(1) 使用料減免等の合理性	27
	(2) 使用料減免等に係る関連法令	30
	(3) 使用料等の算定方法の合理性	32
	(4) 用途指定と現況の乖離	33
	(5) 中間介在者への使用許可	34
5	用途廃止・処分	36
	(1) 財産の処分方法	36
	(2) 用途廃止の遅れ	37
6	経理事務	38
	(1) 財産調書の開示不備	38
	(2) 公有財産台帳記録の不備	39
	(3) 公営企業会計の会計処理	43
7	新地方公会計	46
	(1) 有形固定資産の計上対象事業費	46
	(2) 売却可能資産の開示不備	48
	(3) 基金財産の評価	50
II	更新投資の最適化と県民への説明責任（意見）	52
1	現状認識	53
	(1) 更新投資問題の背景	53
	(2) 県の更新投資の推計	54
2	県が取り組むべき課題	55
	(1) アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備	55
	(2) 官民連携手法の活用	56
	(3) 財務情報の精度向上	57

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

包括外部監査の結果報告書

「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

包括外部監査人 公認会計士 尾町雅文

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県（以下、「県」という。）との包括外部監査契約に基づく監査。

2 選定した特定の事件

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 特定の事件を選定した理由

公有財産は県民から負託された重要な財産であり、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用することが求められる。行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）の中では、各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にし、「資産・債務改革」に積極的に取り組むことが要請されている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県の公有財産に甚大な被害を受けているが、復旧に向けて多額の財政支出が見込まれることを考慮すると、公有財産管理は県の取組充実が求められている分野の一つであると考えられる。

よって、公有財産に係る財務事務や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と考えて、特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

平成22年度とするが、必要に応じて過年度及び平成23年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 公有財産の取得、管理、処分が適切に行われているか。
- ② 公有財産の使用許可や使用料の減免等が適切に行われているか。
- ③ 行政財産の用途廃止手続は適時に行われているか。
- ④ 公有財産は効率的に運用されているか。
- ⑤ 公有財産に係る会計記録と新地方公会計制度に基づく財務諸表の整合性が確保されているか。

(2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

① 総務部における監査

- 公有財産の管理及び処分を総括する担当課において、公有財産の管理状況について質問及び関連資料の閲覧を行い、公有財産管理に係る全般的事項を把握した。

② 総務部以外の公有財産所管部局における監査

- 上記①と同様の手続を行い、各所管部局における公有財産管理に係る全般的事項を把握した。
- 個別にサンプル抽出した公有財産において、「(1) 監査着眼点」に関する質問及び関連資料の閲覧を行い、財務事務の適否を確かめた。
- 必要に応じて公有財産の実地調査を行い、利用状況や管理台帳記録との整合性を確かめた。

6 外部監査の実施期間

平成 23 年 6 月 14 日から平成 24 年 2 月 10 日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	菅 博 雄
公認会計士	宗 和 暢 之
公認会計士	田 高 禎 治
公認会計士	井 口 立 和
公認会計士	清 水 真 弘
公認会計士	渡 邊 浩 志

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 公有財産の概要

社会通念上の財産は金銭的価値のある権利を表すが、地方自治法上の財産は以下のように区分される。

財産 (第237条第1項)	公有財産	(第238条第1項) <ul style="list-style-type: none"> 不動産 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 上記に掲げる不動産及び動産の従物 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 出資による権利 財産の信託の受益権 	行政財産 公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（第238条第4項）	公用財産 事務事業を執行するために保有する財産（庁舎、研究所、議事堂等）
				公共用財産 住民の利益のためにその一般的共同利用に供することを本来の目的とする財産（道路、公園、学校、病院等）
			普通財産 行政財産以外の一切の公有財産（第238条第4項）	
	物品	(第239条第1項)		
	債権	(第240条第1項)		
	基金	(第241条第1項) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。 (第238条第7項) 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。		

今回の監査対象は、公有財産のうち金額的重要性の大きい財産である不動産（基金に属するものを含む）に限定して監査手続を実施した。

2 県が保有する公有財産の概要

県が保有する公有財産の状況を総括的に表す財務情報は新地方公会計制度（詳細は「5 新地方公会計制度」を参照されたい）に基づき作成した貸借対照表である。貸借対照表に計上されている有形固定資産及び売却可能資産が公有財産に相当するが、平成 21 年度における有形固定資産及び売却可能資産の会計単位別内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	普通会計	公営企業会計			特別会計		
		病院	電気	工業用水道	港湾整備	下水道（流域）	その他
生活インフラ・国土保全	1,939,561		21,810		20,848	114,289	50
教育	231,458						
福祉	12,804						
環境衛生	22,231	207,323					
産業振興	840,732			13,184			284
警察	44,697						
総務	70,030						
収益事業							
有形固定資産合計	3,161,511	207,323	21,810	13,184	20,848	114,289	334
売却可能資産	2,686						

(単位：百万円)

	岩手県競馬組合	地方独立行政法人	岩手県土地開発公社	第三セクター等合計	連結合計
生活インフラ・国土保全			5	3,156	2,099,719
教育		27,896		4	259,357
福祉				136	12,940
環境衛生				2,281	231,835
産業振興		2,471		2,279	858,950
警察				1	44,698
総務					70,030
収益事業	9,557				9,557
有形固定資産合計	9,557	30,367	5	7,857	3,587,085
売却可能資産					2,686

今回の監査では、県の全会計（普通会計、公営企業会計、特別会計）を対象に監査手続を実施した。

3 サンプル抽出した公有財産

今回の監査において、個別にサンプル抽出した公有財産と監査着眼点の関係を整理すると以下のとおりである。

所管課		サンプル抽出した個別物件			監査着眼点		
		名称	区分	内容	維持・運用	現地調査	使用許可・貸付
総務部	管財課	旧集団開拓事業用地	普通財産	土地面積 707.26 m ²	○		
		事務所及び事業用地	普通財産	盛岡畜産農業協同組合への貸付			○
		児童遊園地	普通財産	盛岡市への貸付		○	○
環境生活部	環境生活企画室	いわてクリーンセンタープール棟	普通財産	財団法人クリーンいわて事業団への貸付			○
保健福祉部	保健福祉企画室	社会福祉施設の土地・建物等 (4件)	普通財産	社会福祉法人江刺寿生会への貸付			○
		社会福祉施設の土地・建物等 (5件)	普通財産	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団への貸付			○
		歯科衛生専門学校土地・建物 (2件)	普通財産	学校法人岩手医科大学への貸付			○
		岩手県高度救命救急センターの土地・建物 (4件)	普通財産	学校法人岩手医科大学への貸付			○
		職員宿舎の土地・建物 (5件)	普通財産	財団法人いわてリハビリテーションセンターへの貸付			○
		療育センターの職員宿舎	行政財産	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団への使用許可			○
農林水産部	農林水産企画室	旧宮古家畜保健衛生所	普通財産	土地面積 330.03 m ²	○		
		種豚センターの土地 (2件)	普通財産	全国農業協同組合連合会岩手県本部への貸付			○
		栽培漁業センター宮古事業場用地	普通財産	独立行政法人水産総合研究センターへの貸付			○
		滝沢第二中学校用地	普通財産	滝沢村への貸付			○
		奥中山診療所用地	普通財産	一戸町への貸付			○
		県民の森道路敷地	普通財産	八幡平市への貸付			○
	畜産研究所	鉄塔敷地 (1件)	行政財産	岩手県企業局への使用許可			○
県土整備部	下水環境課	北上浄化センター	行政財産	土地面積 115,450 m ²	○		
		水沢浄化センター	行政財産	土地面積 67,080 m ²	○		
		一関浄化センター	行政財産	土地面積 38,330 m ²	○		
盛岡地方振興局	林務部	県民の森道路敷地	行政財産	八幡平市への使用許可			○
教育委員会	盛岡第一高等学校	道路敷地	普通財産	土地面積 2,392.62 m ²	○		○
	盛岡第四高等学校	道路敷地	普通財産	土地面積 2,341.16 m ²	○		○
	杜陵高等学校	道路敷地	普通財産	土地面積 34.94 m ²	○		○
	教育企画室	青少年会館敷地	普通財産	財団法人岩手県青少年会館への貸付			○
警察本部		事務室等 (5件)	行政財産	社団法人岩手県交通安全協会への使用許可			○

4 公有財産の管理体制

(1) 総括と所管

行政財産の取得、管理及び用途廃止に関する事務は当該主管部局が所管（公有財産規則第3条第1項）し、公有財産の取得、管理及び処分に関する事務は総務部が総括する（公有財産規則第4条第1項）。

公有財産の総括と所管の関係を整理すると以下のとおりである。

会計区分	総括	所管
一般会計・特別会計	総務部	行政財産 行政目的に応じて各部局で所管
		普通財産 原則として総務部が所管。ただし、総務部で引き継ぐことが適当ではない場合（処分するための用途廃止等）、各部局で所管。
公営企業会計	—	各管理者

(2) 県有未利用資産等活用・処分方針

県では公有財産の効率的運用を図るため、平成23年2月に「県有未利用資産等活用・処分方針」を策定している。

県の所有する財産において、公共施設の配置の見直し、（中略）等に伴い、現在未利用或いは今後用途廃止が見込まれる土地・建物が増加傾向にある。

また、長期間に亘って他の地方公共団体等に対して貸付けしている土地等も相当数に上っていることから、これらについて、実態を把握するとともに、今後の活用策、不用資産としての処分等の検討が求められている。

さらに、県の厳しい財政状況のもと、行財政運営の徹底した見直しが必要とされ、この中で、未利用となっている土地や建物等の売却等を推進し、歳入を確保することが強く求められている。

一方で、未利用資産によっては、土地の形状等各種条件が整わないことから、多くの財産の売却が停滞している状況にある。

このため、県有財産のうち、有効に活用されていない、県が直接利用していない又は利用が見込まれないと判断される資産（以下「未利用資産等」という。）について、あらためて、実態を正確に把握・整理し、資産の有効活用（再利用）及び県の利用が見込まれない資産の売却等の処分を推進する。

I 県による有効活用（再利用）

未利用資産等のうち、県が公用又は公共用として利用することが適当と認められる資産については、全庁的に情報を共有しながら有効活用を図ることとする。

特に、財産の当初の目的を終えたものについても、その効率的活用等の観点から、他の用途への転用、整備予定の公共施設用地としての活用、今後見込まれる公共事業等における活用等、可能な限りの有効活用を図る。

II 県が利用する予定のない資産の処分

未利用資産等のうち、県が利用する予定のない資産（以下「未利用資産」という。）については、地域振興の観点から地元市町村による活用を推進、又は、県の財源確保の観点から民間等への売却等の処分を積極的に推進する。

III 貸付中の資産の取扱い

貸付中の資産については、貸付内容及び貸付先の財務状況等について検証し、適宜見直しを行い、原則として、貸付先に対して売却等の処分を進める。

出所：「県有未利用資産等活用・処分方針の策定について」（総務部 平成 23 年 2 月 4 日）

この基本方針を踏まえ、県が所有する未利用資産等について、財産個別の状況を把握し、活用・処分計画を別途作成して計画的に処分を進めるものとしている。当該計画を要約すると以下のとおりである。

【県有未利用資産等 財産個別活用・処分計画総括表（平成 23 年 2 月 1 日現在、単位：㎡）】

	全体件数	土地		建物	
		件数	面積（㎡）	件数	延床面積（㎡）
県活用資産	31	18	1,057,536	17	5,281
本来の用途以外の用に供されている資産	5	4	692,923	4	3,066
今後、県による活用が予定されている又は見込まれる資産	5	4	28,933	1	296
近い将来、現在の利用が終了する見込みの資産	16	5	327,682	12	1,918
財産の有効活用（他の用途への転換、売却等）を促進すべき資産	5	5	7,997	0	0
未利用資産	107	95	6,221,333	48	100,540
売却対象資産【条件整備対象資産】	22	22	149,538	16	40,547
売却対象資産【現状での売却対象資産】	53	53	5,475,849	18	48,191
台帳管理資産（財産台帳等による管理に留める資産）	18	18	568,725	1	570
台帳管理資産（予算措置を伴って処理（解体等、売却見込み無し）する必要のある資産）	14	2	27,221	13	11,232
貸付資産	105	100	5,938,852	27	77,272
市町村への譲渡（買取推奨、交換含む）対象資産	55	54	2,372,028	1	164
貸付先への譲渡（買取推奨）対象資産	22	22	2,920,123	5	5,960
当面現状の貸付を継続する資産	25	21	641,445	19	69,668
貸付の見直しが必要な資産	3	3	5,256	2	1,479
合計	243	213	13,217,721	92	183,093

出所：「県有未利用資産等財産別活用・処分計画」（知事部局、教育委員会、県警本部 平成 23 年 2 月）

5 新地方公会計制度

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年3月総務省）での要請を踏まえ、県では平成20年度決算より貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書で構成される財務書類4表を作成・開示している。

この財務書類4表の趣旨は、以下のように説明されている。

（5）公会計制度改革への対応

地方財政の危機的状況を背景に地方公共団体の財政の健全化のための法制度が整備され、健全化判断比率等の財政指標の公表や、当該比率に応じた財政の早期健全化・再生等を図るための制度が設けられたところである。

従来、財政規律の維持に当たっては、議会が議決した予算書に基づき、各部局が予算の執行状況を適正に管理していくことで担保してきており、決算書は、議会が予算の執行状況について確認するための書類と考えられがちであった。

今後は、このような予算統制の確認のための決算書という考え方に加え、決算統制そのものの考え方が重要となってくる。その前提として、財務書類4表の整備が求められることとなるため、自団体を取り巻く資産・債務を把握し、決算数値等の基礎計数を正しく計上し、財務書類4表を適切に作成・公表することが重要である。

その上で、財務書類4表の作成・活用等を通じて資産・債務や行政コストに関する情報開示と適正な管理を一層進めることによって、ストックやキャッシュフローに着目した財政運営の刷新を図ることにもつながるものである。加えて、資産・債務を含めた財政状況について地方公社や第3セクター等の関係団体を連結した形で公表し、議会による適切な監視の確保や、財政状況に対する住民の理解を得ながら、財政の一層の健全化を図ることも求められている。

出所：地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書（平成21年3月）

財務書類4表のうち、今回の監査対象である公有財産の状況を端的に表しているのは貸借対照表である。貸借対照表は年度末における保有資産と、それらを形成するために調達した財源・負債の内容を明らかにするものであり、県の貸借対照表（連結ベース）の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	増減額
	生活インフラ・国土保全	2,115,265	2,099,719	△ 15,546
	教育	263,651	259,357	△ 4,294
	福祉	13,494	12,940	△ 554
	環境衛生	230,171	231,835	1,664
	産業振興	888,386	858,950	△ 29,436
	警察	46,028	44,698	△ 1,330
	総務	73,663	70,030	△ 3,633
	収益事業	9,995	9,557	△ 438
	その他	0	—	△ 0
	有形固定資産	3,640,654	3,587,085	△ 53,569
無形固定資産	469	434	△ 36	
売却可能資産	2,781	2,686	△ 95	
公共資産	3,643,904	3,590,204	△ 53,700	
	投資及び出資金	23,974	21,332	△ 2,642
	貸付金	13,244	13,595	351
	基金等	105,565	148,038	42,473
	長期滞留債権	9,857	13,052	3,195
	その他	1,773	1,826	52
	回収不能見込額	△ 3,217	△ 4,018	△ 801
投資等	151,196	193,824	42,628	
	資金	50,412	59,846	9,434
	未収金	21,981	22,047	66
	販売用不動産	4,460	4,389	△ 71
	その他	10,367	9,491	△ 876
	回収不能見込額	△ 437	△ 519	△ 83
流動資産	86,783	95,253	8,470	
繰延勘定	4,868	5,062	194	
資産合計		3,886,751	3,884,343	△ 2,408
	普通会計地方債	1,401,149	1,416,543	15,394
	公営事業地方債	190,722	188,061	△ 2,661
地方債	1,591,871	1,604,604	12,733	
	地方三公社長期借入金	35	—	△ 35
	第三セクター等長期借入金	6,289	6,376	87
	関係団体借入金	6,324	6,376	52
	長期未払金	2,677	2,470	△ 207
	退職手当等引当金	228,261	226,366	△ 1,895
	その他の引当金	2,329	2,431	103
	引当金	230,589	228,797	△ 1,792
	その他	2,869	3,518	649
固定負債	1,834,330	1,845,764	11,434	
	翌年度償還予定地方債	91,680	104,946	13,266
	短期借入金	7,487	8,457	970
	未払金	18,856	16,515	△ 2,341
	翌年度支払予定退職手当	10,359	9,458	△ 901
	賞与引当金	12,835	13,068	233
	その他	2,584	1,690	△ 894
流動負債	143,801	154,134	10,333	
負債合計		1,978,131	1,999,898	21,767
純資産合計		1,908,619	1,884,445	△ 24,174
負債及び純資産合計		3,886,751	3,884,343	△ 2,407
(注記)				
土地		490,921	468,600	△ 22,321
有形固定資産の減価償却累計額		2,587,494	2,725,749	138,255

なお、今回の包括外部監査の実施期間中に平成 22 年度の財務諸表が公表されていないため、平成 20 年度及び平成 21 年度の貸借対照表を記載している。

■財務書類 4 表の作成方法

財務書類 4 表の作成方法は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成 19 年 10 月 総務省）に記載されており、原則として「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の 2 方式から、各地方公共団体の判断で選択採用するものとしている。県は「総務省方式改訂モデル」を採用し、財務書類 4 表を作成している。

「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の特徴を比較すると、以下のとおりである。

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	<ul style="list-style-type: none"> 現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 売却可能資産：時価評価 売却可能資産以外： 過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の算定方法 (継続作成時)	<ul style="list-style-type: none"> 発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 その他、公正価値により評価 	
固定資産の範囲	<ul style="list-style-type: none"> すべての固定資産を網羅 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> 開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> 段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	<ul style="list-style-type: none"> 当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり 継続作成時には、負荷は減少 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	<ul style="list-style-type: none"> 開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能 	<ul style="list-style-type: none"> 台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	<ul style="list-style-type: none"> 出納整理期間後、早期の作成・開示が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

出所：「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成 19 年 10 月 総務省）

「基準モデル」は開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としている特徴を有している。

一方、「総務省方式改訂モデル」は固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている。このため、開始貸借対照表の整備が比較的容易だが、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もある。

■会計の範囲

財務書類4表に係る会計の範囲は、普通会計ベース、全会計ベース、連結ベースでそれぞれ作成している。

平成21年度決算における会計の範囲は以下のとおりである。

【普通会計】	【全会計】	【連結】
一般会計	一般会計	一般会計
特別会計	特別会計	特別会計
母子寡婦福祉資金	母子寡婦福祉資金	母子寡婦福祉資金
農業改良資金	農業改良資金	農業改良資金
県有林事業	県有林事業	県有林事業
林業改善資金	林業改善資金	林業改善資金
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業改善資金	沿岸漁業改善資金
中小企業振興資金	中小企業振興資金	中小企業振興資金
土地先行取得事業	土地先行取得事業	土地先行取得事業
公債管理	公債管理	公債管理
証紙収入整理	証紙収入整理	証紙収入整理
	公営事業会計	公営事業会計
	病院事業	病院事業
	電気事業	電気事業
	工業用水道事業	工業用水道事業
	港湾整備事業	港湾整備事業
	観光施設事業	観光施設事業
	宅地造成事業	宅地造成事業
	下水道事業（流域）	下水道事業（流域）
	下水道事業 （特定環境保全公共）	下水道事業 （特定環境保全公共）
	下水道事業 （漁業集落排水）	下水道事業 （漁業集落排水）
		一部事務組合・広域連合
		岩手県競馬組合
		地方独立行政法人
		公立大学法人岩手県立大学ほか1団体
		地方三公社
		岩手県土地開発公社
		第三セクター等
		（財）岩手県観光協会ほか31団体

第3 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

また、個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

1 維持

維持とは、公有財産そのものを変化させず、必要な修繕又は改良を加え、その所有の目的に応じて常に良好な状態に運用することであり、具体的には、不法投棄、不法占拠等の防止及び排除や境界標の確認、埋設等をあげることができる。

(1) 契約締結不明財産

現況が、地元市町が管理する道路に供されていないながら、当該利用の根拠となる契約書のない県有地が検出された。

財産区分	所管課	財産名称	所在地	面積 (㎡)	台帳価格 (円)
普通財産	農林水産 企画室	旧宮古家畜 保健衛生所	宮古市大字津軽石第 14 地割字払川 119 番 18 他	330.03	1,143,553
普通財産	管財課	旧集団開拓 事業用地	雫石町大字西安庭第 40 地割字下片子沢 1 番 3 他	707.26	6,597

【現状の問題点（指摘）】

上記土地の現況は契約締結不明財産と認められ、公有財産の維持管理が適切に行われていない。

■旧宮古家畜保健衛生所

当該土地は旧宮古家畜保健衛生所への進入路確保のため取得したものである。昭和 61 年以前より市道認定されているが、市道認定当時において、土地所有者である県が当該土地を市道としての利用を認めたことを確認できる文書記録がない。

■旧集団開拓事業用地

当該土地は昭和 15 年 3 月に集団開拓事業用地として県が取得したものである。現在は雫石町が町道として使用しているが、町道認定時において、土地所有者である県が当該土地も町道としての利用を認めた契約書の存在が確認できない。

【解決の方向性】

公有財産の現況の確認と適切な対応を行い、契約締結不明財産の解消を図る。

また、担当職員の異動により契約締結不明財産解消のための交渉が安易に中断することがないように、交渉記録を適切に作成・保管し、交渉の継続性を確保するのが合理的である。

(2)道路敷地の使用許可・貸付

県の所有地において、市町村道路敷地として道路管理者である市町村に無償貸付けしている土地が散見された。具体的な事例を検出すると以下のとおりである。

財産区分	所管課	所在地	面積 (㎡)	台帳価格 (円)	経緯
普通財産	盛岡第一高等学校	盛岡市上田 1 丁目 52 番 7	2,392.62	174,733,037	市道認定の際、市に対して用地取得を協議したものの、市では取得方針ないため、契約に至らなかった。平成 8 年 6 月より無償貸付。
普通財産	盛岡第四高等学校	盛岡市津志田 26-17-2 他	2,341.16	104,611,962	盛岡市の市道拡幅等整備計画に対応し、平成 7 年 8 月より無償貸付。
普通財産	杜陵高等学校	盛岡市上田 2 丁目 157 番 11 他	34.94	2,285,774	昭和 63 年に盛岡市による水路工事施工に伴い学校用地から分断された土地である。平成 8 年 10 月より道路管理者である盛岡市へ無償貸付。

【現状の問題点（意見）】

市町村道に認定された道路は道路法に基づき道路管理者である市町村が管理するものとなり、土地所有者である県の利用は制限されるため、当該土地を県が所有する必要性に乏しいと判断される。よって、当該道路敷地を県有地として所有することの根拠が明確かどうかが問題となる。

この点につき、上記土地について県が所有継続することの判断根拠が明らかでないまま長期化している。公有財産の現況確認及び不要財産の適時処分の観点から、公有財産の維持管理が適切だったといえるか疑問である。

また、市町村道認定後であっても、当該市町村から借り受けている財産がある場合には、財産の交換や譲渡等の検討の余地があるものが考えられるが、県においてこのような検討を実施した形跡を確認することはできなかった。

【解決の方向性】

市町村道の道路敷地となっている当該道路敷地を県が継続して所有する必要性に乏しい場合、不要財産として適時処分できるよう現況確認に留意する。

既に市町村道認定後の土地については、財産の交換や譲渡等の余地がないか全庁的に検討する。

(3) 土壌汚染

近年、有害物質による土壌汚染事例の判明件数が増加し、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、平成 15 年に土壌汚染対策法が施行された。土壌汚染対策法では、ある特定の契機で土壌汚染状況調査を行い、汚染が発見された場合は、都道府県知事の判断により汚染の除去等の措置を行い、人に健康被害が生じるのを防止することが定められている。

土壌汚染調査の契機として、土壌汚染対策法では以下の場合を定めている。

- ▶ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第 3 条）
- ▶ 一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第 4 条）
- ▶ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第 5 条）

一般的に、病院敷地は土壌汚染に留意すべき土地利用と考えられているが、県立病院の病院跡地における土壌汚染調査の実施状況は以下のとおりである。

病院跡地	土地面積 (m ²)	土地評価額 (千円)	土壌汚染対策 法の取扱い	土壌汚染の 調査結果
旧磐井病院	11,225.36	428,800	要調査	(注 1)
旧南光病院	72,066.23	596,920	要調査	調査未実施
旧北上病院	20,882.60	785,570	要届出	調査未実施
旧花巻厚生病院	10,871.35	283,740	要届出	調査未実施

(注 1) 平成 22 年 9 月に実施した調査の結果、基準を超える特定有害物質（水銀、鉛）が検出されたため、土壌汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づく指定区域として登録された（平成 22 年 12 月）。

【現状の問題点（意見）】

県有財産に係る土壌汚染対策について、県では土壌汚染対策法等の関連法令に基づく規制対応以外の特段のルールを定めていない。

しかし、土壌汚染対策法は「土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する」（土壌汚染対策法第 1 条）という健康被害防止を目的としたものであるから、同法に基づく調査の契機に該当するケースは限られたものである。土壌汚染が発覚した場合に想定される下記リスクを考慮した場合、土壌汚染調査に係る現行ルールが県有財産の適正管理の観点から十分といえるか疑問である。

- ▶ 不動産の取得後における土壌汚染対策費の追加負担リスク（及び利活用計画の中断リスク）
- ▶ 県有地の価値毀損リスク
- ▶ 県有地の売却後に発覚した土壌汚染について、瑕疵担保責任に基づく損害賠償リスク

【解決の方向性】

土壌調査に係る費用対効果に配慮したうえで、県有財産の適正管理の観点から土壌汚染調査ルールを明確にする。

また、公営企業会計においては、土壌汚染に伴う会計上の手当（引当計上の要否）に留意する。なお、今後、会計制度の見直しにより各種引当金の計上が義務付けられる予定である。

2 更新投資

(1)更新投資計画の実現可能性

病院事業では、平成 19 年 12 月に総務省が策定した「公立病院改革ガイドライン」に定める「公立病院改革プラン」ともなる「岩手県立病院等の新しい経営計画」（平成 21 年 2 月）を策定している。

病院事業の業績推移を経営計画と比較して示すと以下のとおりである。

■業績推移

(単位：百万円)

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
入院収益	52,837	51,563	54,021	53,558	55,276	55,143	55,147
外来収益	21,900	22,262	21,591	22,314	21,570	21,447	21,162
一般会計繰入金	14,031	13,602	13,254	14,695	12,644	12,396	12,252
その他	4,505	4,326	4,549	4,405	4,598	4,589	4,578
経常収益	93,273	91,753	93,415	94,972	94,088	93,575	93,139
給与費	49,118	48,990	48,648	49,806	49,079	48,590	48,231
材料費・経費	33,423	32,719	32,761	32,769	32,658	32,579	32,496
減価償却費	3,967	3,903	3,879	3,892	3,845	3,688	3,568
企業債利息	4,225	4,060	4,139	3,766	3,983	3,737	3,492
その他	3,917	4,074	4,223	4,649	4,404	4,410	4,336
経常費用	94,650	93,746	93,650	94,882	93,969	93,004	92,123
経常損益	△ 1,377	△ 1,993	△ 235	89	119	571	1,016
特別損益	—	△ 169	—	△ 1,179	—	—	—
当期損益	△ 1,377	△ 2,162	△ 235	△ 1,089	119	571	1,016
年度末累積欠損金	18,197	18,942	18,432	20,031	18,313	17,742	16,726

■企業債等の償還スケジュール

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画	実績	計画	見込	計画	見込	計画	見込
借入額	3,570	9,091	3,353	3,353	3,353	3,353	3,353	3,353
償還額（元金）	7,994	12,885	9,145	9,823	9,202	10,367	9,590	10,795
企業債等残高	150,657	155,527	144,865	149,057	139,016	142,043	132,779	134,601

(注) 償還額（元金）の「見込」は平成 22 年度末現在の企業債等残高に係る償還予定額を記載しており、平成 23 年度以降の新規借入額に係る償還額を含んでいない。

また、病院事業では病院建物の附属設備や医療器械等に多額の設備投資を要するが、病院事業に係る更新投資に関する県の基本的な方針は以下のとおりである。

区 分	更新投資の基本的な方針
病院建物の附属設備	20年経過を目安
医療器械	耐用年数から3年経過を目安

【現状の問題点（意見）】

県立病院において、今後10年間に設備改修が想定される施設の状況は以下のとおりである。

病院	建設年度	経過年数（年）	事業費見込（千円）
A	昭和 44年	41	717,127
B	54年	31	254,915
C	55年	30	158,186
D	63年	22	329,238
E	平成 2年	20	710,790
F	6年	16	2,901,343
G	7年	15	1,225,099
H	7年	15	430,703
I	8年	14	2,360,723
J	9年	13	2,473,891
K	10年	12	307,900
L	11年	11	2,143,739
M	12年	10	363,088
合計			14,376,742

上表のとおり、更新投資の方針である経過年数20年を過ぎた施設が既に5ヶ所（事業費見込総額2,170百万円）あり、今後10年間で13ヶ所（事業費見込総額14,376百万円）が見込まれている。

この更新投資の財源について、県の説明によると、平成25年度以降に施設改修費として年300百万円（平成32年までの累計額2,400百万円）及び企業債等で賄う予定である、とのことである。

しかし、現在の経営計画の進捗状況及び企業債の償還スケジュールを考慮すると、一般会計からの繰出金なしには企業債による更新投資資金の調達には相当の制約が予想され、更新投資に対する適切な維持管理水準を確保しているといえるか疑問である。現在の経営計画を前提とすると、県立病院事業において持続可能な更新投資財源を確保できない可能性が懸念される。

【解決の方向性】

県立病院に係る更新投資の財源を十分に確保できない根本的な要因は、病院事業の設備投資資金が十分に回収できていないことであるから、持続可能な病院事業を行えるよう更新投資計画を県立病院の経営計画に反映させる。

(2)更新投資の最適化のための管理体制

下水道整備は多大な投資を必要とする事業であり、下水道整備の進展に伴い、今後下水道施設の老朽化や更新投資が増大することが想定される。また、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、利用者から使用料等を徴収するため、経営の効率化が強く求められる事業である。

この点につき、県が認識している流域下水道事業に係る経営課題は以下のとおりである。

項目	内 容
①企業会計方式の導入	市町村・県民等への説明責任を果たし、市町村負担金へのコストの適正算入とコスト管理の適正化、職員の経営意識の向上等を図るため、平成 19 年度包括外部監査意見を踏まえ、流域下水道事業への企業会計方式の導入を検討する。
②有収水量の確保	下水道資産の有効活用とコスト・パフォーマンスの改善を図るため、市町村との連携を通じて水洗化率（接続率）を向上させるなど、有収水量の増加に向けた取組みを進める。
③市町村負担金の適正化	経営改善効果の流域関連市町村への還元と一般会計負担の軽減を図るため、市町村負担金への維持管理費と資本費の適正算入を進める。 (以下、記載省略)
④業務運営の効率化	(記載省略)
⑤資産管理の適正化	下水道資産の長寿命化やライフサイクルコストの最小化、予算の平準化等資産管理の適正化を進めるため、アセットマネジメントによる適切な施設・設備等の管理計画を策定する。

出所：「岩手県公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（流域下水道事業）」（平成 20 年 6 月）

最近年度における流域下水道事業特別会計の収支推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
営業収益	3,185,891	3,370,221	3,563,234
営業外収益	525,984	406,786	386,751
総収益	3,711,875	3,777,007	3,949,985
営業費用	2,937,763	2,735,030	2,618,232
営業外費用	623,201	500,114	480,935
総費用	3,560,964	3,235,144	3,099,167
収益的収支	150,911	541,863	850,818
地方債収入	3,515,500	1,493,900	800,900
他会計出資金	100		
他会計補助金	823,475	716,769	610,185
国庫補助金	2,452,575	3,227,058	2,045,189
工事負担金	901,338	804,221	723,813
その他	284,060	4,276	4,276
資本的収入	7,977,048	6,246,224	4,184,363
建設改良費	4,299,217	5,137,960	3,504,792
地方債償還金	3,736,948	1,703,239	1,050,371
資本的支出	8,036,165	6,841,199	4,555,163
資本的収支	△ 59,117	△ 594,975	△ 370,800
収支差額	91,794	△ 53,112	480,018

上記収支推移は多額の設備投資を要する流域下水道事業の財務状況（行政コスト、資産・負債等）が十分に反映されていない。県の行政コストや資産・負債を開示している「岩手県の財務諸表」より、流域下水道事業に係る情報を抽出すると以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人件費	301,323	289,581	未開示
物件費	2,638,407	2,447,116	
維持補修費	143,744	111,140	
減価償却費	4,124,071	4,256,061	
支払利息	572,734	476,443	
行政コスト合計	7,780,279	7,580,341	
分担金・負担金	901,338	804,221	
その他特定行政サービス収入	3,569,640	3,479,214	
他会計補助金	1,249,770	1,018,838	
行政サービス収入合計	5,720,748	5,302,273	
(差引) 純行政コスト	2,059,531	2,278,068	
有形固定資産	113,496,510	114,289,273	
資金	1,185,936	1,132,824	
資産合計	114,682,446	115,422,097	
公営事業地方債	18,707,677	18,608,502	
翌年度償還予定	1,160,534	1,050,370	
純資産	94,814,235	95,763,225	
負債及び純資産合計	114,682,446	115,422,097	

出所：連結附属明細書（連結行政コスト計算書内訳表（性質別）、連結貸借対照表）

【現状の問題点（意見）】

県が流域下水道事業の経営課題の一つとして掲げている「企業会計方式の導入」について、実際の導入は未実施である。

この点につき県の説明によると、流域下水道事業の地方公営企業法適用については、全国でも下水道普及率の高い東京都と埼玉県のみと少ないものの、他の道府県の状況を注視していくとともに、費用対効果等について分析のうえ検討することとしたい、とのことである。

持続可能な更新投資を行うためには、現在投下している設備投資資金を適切に回収する必要があるが、以下の問題を考慮すると、企業会計方式を導入しないことの合理的根拠は希薄である。

- 更新投資の増加に伴い、従来以上に資産管理の適正化（下水道資産の長寿命化、ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化等）が必要とされるが、行政コストの過半を占める減価償却費を管理するためには企業会計方式の導入が不可避であること
- 事業の経営計画や財務状況を県民への確に説明するためには、企業会計方式による行政コストや資産・負債の開示を行うことにより、十分な説明責任を果たせること

【解決の方向性】

将来の更新投資増加を見通して、流域下水道事業におけるコスト管理の適正化と十分な財務情報開示を行うため、企業会計方式を導入する。

(3) 計画目標設定の有効性

県では、橋梁長寿命化修繕計画（平成 21 年 6 月）を策定し、当該計画の目的については以下のように記載されている。

○岩手県が管理する橋梁は、今後、建設後 50 年を経過した高齢化橋梁が急増する見通しであり、これらの橋梁に対して、損傷が深刻化してはじめて大規模な修繕を実施する事後保全的な維持管理を継続した場合、維持管理コストが非常に高くなり、適切な維持管理が困難になる恐れがあります。

○そのため、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防保全的な対応に転換を図り、長寿命化によるコスト縮減と道路交通の安全性を確保する必要があります。

出所：橋梁長寿命化修繕計画（平成 21 年 6 月）

また、当該計画の中で、県は今後 50 年の修繕費用に関する予算シミュレーションを行ったうえで、以下の管理目標を設定している。

管理目標①： 平成 17 年度から平成 20 年度に実施した橋梁点検において、健全度区分 E と判定された橋梁については、平成 20 年度から 5 年以内に対策完了

管理目標②： 平成 20 年度から平成 29 年度（10 年度）までに健全度区分が E へ移行すると想定される健全度区分 C 橋梁の対策完了（10 年度の健全度区分 E の出現数ゼロ）

出所：橋梁長寿命化修繕計画（平成 21 年 6 月）

【現状の問題点（意見）】

当該計画は、従来型（事後保全）の対応と比較すれば、計画的な修繕計画と認められる。

しかし、現行の長寿命化計画において、修繕費用の比較シミュレーションを行っているものの、1橋当たりの「現状で想定される耐用年数」と「当該計画に伴い延長される耐用年数」を設定しておらず、当該計画の目的の一つである「長寿命化によるコスト削減」効果が明らかとなっていない。

長寿命化修繕計画によるコスト削減効果の試算（簡便的な設例）

修繕により寿命を延ばす場合

修繕費用 300 百万円 ÷ 15 年 = 20 百万円/橋・年 (A)

修繕しないでかけ替える場合

かけ替え費用 1,800 百万円 ÷ 60 年 = 30 百万円/橋・年 (B)

コスト削減効果 = B - A = 10 百万円/橋・年

<上記の前提条件>

- 橋梁の耐用年数 60 年、かけ替え費用の総額 18 億円と仮定
- 修繕費用の総額 3 億円、修繕により 15 年寿命が延びると仮定

修繕費の投入水準とそれに伴う修繕対象物の長寿命化効果には一定の関連性が認められると考えられ、これを従来型（事後保全）との比較で示すと以下のとおりである。

	従来型（事後保全）	長寿命化計画（予防保全）
修繕費の投入水準	問題解消のための必要額	長寿命化修繕計画に基づく必要額
修繕費に伴う効果	利用上の問題解消	長寿命化によるライフサイクルコストの削減

長寿命化計画が想定する耐用年数延長効果を明らかにしないことには、修繕費の投入水準が適切かどうかの確認が困難であり、ひいては「最小の経費で最大の効果」（地方自治法第 2 条第 14 項）をあげているか確かめられない。

よって、現行の長寿命化計画における管理目標が、当該計画の目的（長寿命化によるコスト削減）の達成を検証するための有効な指標といえるか疑問である。

【解決の方向性】

費用対効果の検証可能な管理目標を設定し、「計画 (Plan) ・ 実行 (Do) ・ 評価 (Check) ・ 見直し (Action) 」のマネジメントサイクルの実効性を十分に確保する。

3 運用

財産の管理及び運用について、地方財政法では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」（地方財政法第8条）と規定している。

公有財産は、行政活動の物的手段として重要なものであり、この管理・運用は行政運営に大きな影響を及ぼすものである。また、公有財産は多額の費用を投じて取得ないし維持管理するものであるから、最小の経費で最大の効果を上げるような運用が求められるのは当然といえよう。

県では、平成22年度に遊休財産の有効活用をテーマとした行政監査が行われている。この行政監査結果の概要は以下のとおりである。

■行政監査の概要

1 監査テーマ

「遊休財産の有効活用又は処分の方針について」

2 監査の対象

(1) 対象機関

知事部局、医療局及び企業局

(2) 対象とする財産

行政財産であって、平成22年4月末時点で未利用割合が50%以上の庁舎、病院、公舎等

3 監査の着眼点

(1) 遊休財産の有効活用又は処分の方針は作成されているか。また、作成された方針は実行されているか。

(2) 各々の遊休財産について、有効活用又は処分の方針を作成するのはどの機関か。

(3) 遊休となった後の維持管理は適切に行われているか。

■監査の結果

1 庁舎、病院等

遊休財産は12棟（床面積の合計69,959.9㎡）

2 公舎

遊休財産は148棟（床面積の合計29,126.6㎡）

■監査意見

1 個別の遊休財産について

(1) 有効活用又は処分の方針がない等の庁舎

有効活用又は処分の方針の作成及び実行に努められたい（12棟）。

(2) 過去5年間入居者がいないにもかかわらず有効活用又は処分の方針がない等の公舎

構造的な原因について分析した上で、それを踏まえた有効活用又は処分の方針の作成及び実行に努められたい（45棟）。

(3) 借地上にあつて賃借料が支出されている庁舎及び公舎

速やかに有効活用又は処分の方針を作成して実行し、遊休のまま賃借料の支出が続く状態の早急な解消に努められたい（13棟）。

(4) 維持管理費が支出されている庁舎及び公舎

有効活用又は処分の方針が作成されていない遊休財産については方針を作成した上で、処分する方針のものは長期に維持管理費の支出が継続しないよう処分の実行に努められたい（50棟）。

2 財産管理制度について

(1) 遊休財産の有効活用又は処分の方針を作成する機関について

財産が遊休となった場合、どの機関が有効活用又は処分の方針を作成するのかについて、必ずしも明確ではないので、周知徹底するよう検討されたい。

(2) 医療局における売却対象財産の管理について

遊休財産を円滑に売却する観点から、本庁と病院の情報交換を積極的に行うよう検討されたい。

3 財産管理制度の総括について

有効活用又は処分の方針が作成されていない等の遊休財産が多数存在する現状が見受けられた。本庁の総務部においては、このような現状に鑑み、各部局が方針の作成と実行を円滑に行うよう総括的機能をより一層発揮されることを期待する。

この行政監査の結果に記載のとおり、県に効率的運用が行われていない公有財産が多数存在していることが確認できる。今回の包括外部監査では、行政監査と内容が重複する点を考慮し、上記内容を踏まえたうえで個別検出事項の記載としている。

なお、行政財産の使用許可や普通財産の貸付けも公有財産の運用の一形態といえるが、これらについては、「4 使用許可・貸付」を参照されたい。

(1) 利用計画の実現可能性

県の下水道処理施設では、将来の施設増設を予定した敷地（未設となっている事業予定地）が含まれている。各施設における敷地と施設面積の状況は以下のとおりである。

浄化センター	敷地		施設面積		
	面積 (㎡)	金額 (千円)	既設 (㎡)	未設 (㎡)	未設割合
北上	115,450	491,405	20,556	11,105	35.1%
水沢	67,080	199,932	13,386	3,451	20.5%
一関	38,330	861,033	8,688	3,717	30.0%

各浄化センターの施設整備計画では、各計画区域内の人口推移等を反映した将来の計画汚水量の増加に合わせた施設増設を想定している。

各浄化センターにおける処理人口と処理水量（日最大）の状況は以下のとおりである。

浄化センター	関連指標	平成 22 年度		平成 32 年度		
		実績	処理能力	見込	計画	見込/計画
北上	処理人口 (人)	110,666	—	112,847	139,420	80.9%
	日最大処理水量 (㎥/日)	45,410	41,060	—	75,810	—
水沢	処理人口 (人)	49,115	—	54,110	69,500	77.9%
	日最大処理水量 (㎥/日)	16,762	22,700	—	40,200	—
一関	処理人口 (人)	27,205	—	34,261	50,200	68.2%
	日最大処理水量 (㎥/日)	8,904	13,400	—	28,000	—

【現状の問題点（意見）】

当施設の事業予定地に係る利用予定は施設増設計画に依存するため、施設増設計画の実現可能性が問題となる。

この点につき、各浄化センターの処理人口推移に着目すると、ゆるやかながらも処理人口の増加を見込んでいるが、計画目標年度（平成 32 年度）における処理人口（見込）は計画に対して、68～80%の水準となっている。

また、県の推計によると、各浄化センターの行政区域内人口の推移は以下のとおりであり、行政区域内人口の減少が見込まれている。

浄化センター	計画区域	行政区域内人口（人）		B/A
		平成 22 年 (A)	平成 32 年 (B)	
北上	花巻市	100,600	90,400	0.90
	北上市	94,300	91,000	0.97
水沢	奥州市	124,400	111,100	0.89
	金ヶ崎町	16,000	14,900	0.93
一関	一関市	118,800	103,800	0.87
	平泉町	8,400	7,500	0.89

出所：いわて汚水処理ビジョン 2010（資料編）

行政区域内人口と処理人口の地域的な範囲は必ずしも一致しておらず、また、整備率向上による処理人口の増加余地があるとはいえ、現在の事業計画が想定する処理人口について合理的な根拠付けは困難であり、事業計画の実現可能性には疑問が残る。現在の事業計画はあくまで段階的な施設整備を想定したものであるが、事業計画の見直しの過程で各浄化センターの処理人口計画が下方修正され、これに伴い各浄化センターにおける事業予定地に係る利用計画の縮小が懸念される。

【解決の方向性】

当該施設の利用計画（利用計画の前提となる関連データを含む）を適時に見直し、利用計画の合理性を確保する。

なお、その結果、利用計画がなくなったまたは縮小となった事業予定地が生じた場合は、利活用の余地を検討する。

(2)職員駐車場

県では、勤務地の交通事情や通勤の利便性を勘案のうえ、職員駐車場の敷地を確保している場合がある。

主な職員駐車場の状況は以下のとおりである。

区分	利用面積・台数（概数）	職員駐車場の利用状況	利用料納入の状況
加賀野	1,062 m ² 85 台	「加賀野職員駐車場の管理および利用に関する規則」に基づいた利用。	月 3,500 円/台
各地区合同庁舎	6,800 m ² 544 台	「各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則」に基づいた利用。	月 1,260 円/台
各県立学校	不明	学校敷地の一角に駐車用敷地を確保。関連規則等はない。	納入なし
各県立病院	40,053 m ² 3,081 台	病院敷地の一角に駐車用敷地を確保。関連規則等はない。	納入なし

【現状の問題点（意見）】

■加賀野職員駐車場、各地区合同庁舎

県では、職員駐車場を行政財産の目的内使用と位置付けている。行政財産は地方公共団体がその事務事業を執行するために保有する財産であるから、当該敷地を職員駐車場として利用することが、業務運営に当然必要なこと（あるいは当然に付随すること）であるかどうか問題となる。

この点につき、県庁舎への通勤手段として公共交通機関の利用が必ずしも便利ではないことをもって、当該敷地を職員駐車場として利用することが業務運営に当然に必要といえるか疑問である。²

次に、業務運営に当然に必要と判断されなくても、県職員の通勤上の利便性の観点から職員駐車場を設置しているのであるから、業務運営との関連性は認められる。この場合、職員駐車場の利用は、行政財産の目的外使用許可と整理されると考えられるため、職員駐車場の利用者からの徴収額が使用料の水準として適切かどうか問題となる。

この点につき、関連規則の制定時（加賀野は平成 15 年 3 月、各地区合同庁舎は平成 17 年 3 月）では、条例に定める方法で算出する使用料の水準と比較すると、利用者からの徴収額は概ね 50%程度水準であり、実質的な使用料減免が行われていたものと認められる。職員駐車場としての利用が使用料減免理由に該当しないことから、職員駐車場の関連規則に定める利用者からの徴収額は適切な水準だったとは認められない。

なお、関連規則制定時から地価下落傾向にあるものの、利用者からの徴収額を据え置いているため、条例に定める方法で算出した使用料の水準と徴収額の差は縮小している。

■各県立学校、各県立病院

職員駐車場の使用に関する規則等が定められていない。県の説明によると、職員駐車場は空きスペースを利用しているに過ぎず、必ずしも特定の場所を職員駐車場として指定しているの

² 「教職員が小学校校地に通勤用自動車に駐車することは、公教育を担当する教職員の通勤の利便に関わるもので、公教育を行うことに関連するものではあるが、公教育を行う上で当然に必要とされるものとは認められず、したがって、小学校校地に通勤用自動車に駐車することは、行政財産としての小学校校地本来の目的に含まれるものとはいえない。」（名古屋地裁 平成 18 年 11 月 30 日）

ではないから、関連規則等を定める必要はない、とのことである。

しかし、職員駐車場として必要な広さの敷地を確保・利用しているのであるから、関連規則がないまま職員駐車場として利用に供しているのは不適切である。

【解決の方向性】

職員駐車場の使用に関する規則を定める。使用料の設定が適切な水準でない場合は関連規則を見直す。

(3)庁舎の効率的運用

県が行う行政サービスの拠点となる庁舎として、本庁舎や地区合同庁舎等が整備されているが、行政組織の再編等に伴い、これらの庁舎の利用状況が変化することが想定される。

県における各庁舎別の職員1人当たり延床面積の状況は以下のとおりである。

庁舎名	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	職員1人当たり 延床面積 (㎡)	職員1人当たり延床面積が大きい原因
本庁舎	37,640	1,929	19.5	
盛岡	16,002	598	26.8	
奥州	3,010	189	15.9	
分庁舎	2,078	68	30.6	
江刺分庁舎	2,619	64	40.9	組織見直しによる職員数の減少。空きスペースは手狭となっている奥州地区合庁の書庫として使用。
花巻	4,112	210	19.6	
北上	4,013	104	38.6	
遠野	3,279	147	22.3	
一関	5,515	209	26.4	
千厩分庁舎	3,494	92	38.0	
釜石	5,529	201	27.5	
宮古	5,197	267	19.5	
岩泉	2,414	57	42.4	組織再編に伴う職員数の減少。
大船渡	4,764	234	20.4	
久慈	8,148	243	33.5	
二戸	10,770	211	51.0	一般開放施設（地域交流ルーム等）を有している

(注) 庁舎の延床面積、職員数は平成23年5月現在

【現状の問題点（意見）】

庁舎別の職員1人当たり延床面積にばらつきが見られる。

各庁舎ごとの個別事情があるため、単純比較はできないとはいえ、空きスペースが生じている庁舎もあることから、庁舎の効率的運用に改善余地があると考えられる。

【解決の方向性】

平成18年の地方自治法改正により、行政財産の貸付け範囲が拡大された趣旨を踏まえ、庁舎の一層の有効活用の可能性を検討する。

4 使用許可・貸付

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）。この行政財産の目的外使用許可は、例外的に私人の使用を認めることとしたものであり、行政上の許可処分である。

また、普通財産は、地方自治法等に規定するもののほか、原則として私法が適用される。貸付けは普通財産を私法上の契約により使用収益させることである。

(1) 使用料減免等の合理性

行政財産の目的外使用許可については使用料を徴収するのが原則である（行政財産使用料条例第 1 条）。また、普通財産は一般私法の適用を受けて管理処分されるべき性質のものであるため、これを貸付ける場合は通常、有償で行われることが予定されている。

一方、一定の条件を満たす場合、使用料の減免ないし無償又は低額貸付け（以下、「使用料減免等」という。）を行うことができるとされており、適用条項は以下のとおりである。

行政財産の目的外使用許可（行政財産使用料条例第 3 条）

- 1号：国、都道府県、市町村その他公共団体において公用若しくは公共用に供するとき
- 2号：県が行う事業又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき
- 3号：主要な役職員の職を県の職員が兼ねる法人その他の団体が、知事の承認を得た計画に基づいて施行する事業の遂行のために直接使用するとき
- 4号：構成員の過半数が県の職員である法人その他の団体が、その団体の構成員又は県の職員の研修又は福利厚生の実施を行うために直接使用するとき
- 5号：職員団体（主として職員を構成員とする労働組合を含む）に、事務所を供与するとき
- 6号：前各号に掲げる場合のほか、財産の使用が短期若しくは小部分であるとき、又は県の行政遂行上特に必要と認められるとき

普通財産の貸付け（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項）

- 1号：国、都道府県、市町村その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき
- 2号：PFI 法第 12 条第 2 項の規定に該当するとき
- 3号：地震、火災、水害、津波等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと知事が認めるとき
- 4号：知事の指定した公舎を貸し付けるとき
- 5号：県の職員の過半数が構成員である法人その他の団体が、その構成員又は県の職員の研修又は福利厚生の実施を行うために直接使用する普通財産を貸し付けるとき
- 6号：県に財産を寄附し、又は無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付けることを条件として、普通財産を貸し付ける場合で知事が特にその必要を認めるとき
- 7号：前各号に掲げる場合のほか、普通財産の貸付けが短期又は小部分であるとき

行政財産の貸付け（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第5条第1項）

1号： 地方自治法第238条の4第2項第4号に該当する場合で、国、都道府県、市町村その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき
2号： PFI法第12条第2項の規定に該当するとき
3号： 地震、火災、水害、津波等の災害により行政財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと知事が認めるときその他これに準ずる場合で知事が特にその必要を認めるとき

使用料減免等の経済効果は、相手先に対する減免相当額の補助金支出と変わらないと考える。公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる（地方自治法第232条の2）とされているが、補助金の支出は予算の議会承認を受け、その範囲内においてのみ執行できることとされている。このような経済効果の観点から、使用料減免等について慎重な検討が必要と思量する。

【現状の問題点（指摘または意見）】

使用料減免等の理由が明らかでない事案が検出された。

（単位：円）

区分	所管課	相手先	使用目的	場所	減免前使用料 (実際の使用料)	減免根拠規定
普通財産	保健福祉企画室	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	社会福祉施設の土地・建物等(5件)	盛岡市青山1-25-3 他	691,315,892 (-)	1号
普通財産	保健福祉企画室	学校法人岩手医科大学	歯科衛生専門学校土地・建物(2件)	盛岡市上ノ橋町43-1	15,077,072 (-)	1号
普通財産	保健福祉企画室	財団法人いわてリハビリテーションセンター	職員宿舎の土地・建物(5件)	雫石町22地割字七ツ森16-243 他	20,787,195 (1,817,870)	1号
普通財産	農林水産企画室	全国農業協同組合連合会岩手県本部	種豚センターの土地(2件)	滝沢村滝沢字砂込390番74 他	12,511,732 (500,468)	1号
行政財産	畜産研究所	岩手県企業局	鉄塔敷地(1件)	盛岡市玉山区藪川字大の平40-14 他	10,875 (-)	2号
行政財産	警察本部	社団法人岩手県交通安全協会	事務室等(5件)	盛岡市玉山区下田字仲平183番1 他	2,139,115 (-)	2号

■社会福祉施設（社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）（意見）

当該施設は、県直営で運営していた障害者支援施設等を平成18年4月に県出資団体である当事業団へ移管した時から、当事業団に無償貸付けしているものである。県の説明によると、無償貸付けの理由として以下の内容を挙げている。

- 現に入所している者を移管法人に引継ぎ、社会福祉施設の運営を県に代わって継続させること等、施設運営を将来にわたって安定的に継続する義務を負わせるものであることから、円滑な移管に対する県の責務として、移管法人への最低限の支援が必要であること。

- 当事業団は県立社会福祉施設を運営受託するために設立された社会福祉法人で、設立当初からの位置づけが他の社会福祉法人と異なっており、これまでの県からの委託料、補助金は精算していることから、一般の社会福祉法人と異なり、修繕等の積立金がないこと。
- 当事業団は、人件費の削減等により自立化に向け取り組んでいるが、県では、当事業団が自立するまでの一定期間、利用者の処遇水準を維持する観点から、自主収入で賄えない経費について、平成 27 年度まで必要な支援を行うこととしているところであり、早期の自立を促すためには、土地及び建物を無償貸付とする必要があること。

しかし、当事業団が運営する施設には介護給付に係る事業が含まれており、当該事業に要する経費は本来、介護給付費等を財源に手当されるべきものである。よって、当事業団への施設貸付全てを無償貸付けとする公益上の必要性の根拠付けは必ずしも明らかではない。

■ 歯科衛生専門学校（意見）

当該施設は県直営で運営していた岩手県立衛生学院歯科衛生学科を平成 16 年 4 月に学校法人岩手医科大学へ移管した時から、当学校法人に無償貸付けしているものである。学校移管の際に当学校法人と交わした覚書によると、移管後 5 年間は学校運営費の一部を補助するものとされていることから、無償貸付けについても、学校移管に伴う経過措置的な取扱いによるものと推測される。

本県における歯科衛生士の養成学校が当校のみという事情があるとはいえ、他都道府県において民間の歯科衛生士の養成学校の多くが、学校施設費用に対して公費負担を当然に受けているものではない。平成 16 年の移管から 5 年を経過しており、すでに運営費（ソフト）に係る県費負担を行っていない中で、施設費（ハード）に係る無償貸付けを継続する根拠付けが必ずしも明らかでない。

■ 職員宿舎（財団法人いわてリハビリテーションセンター）（意見）

当該施設は、県が設置する「いわてリハビリテーションセンター」の指定管理者である財団法人いわてリハビリテーションセンターの職員宿舎として貸付けを行っているものであり、貸付料は県職員公舎料（入居者負担）相当額まで減額している。

職員宿舎に要する費用は当該事業者の福利厚生費であり、本来事業収入を財源に手当されるべきものであるが、減額貸付けを行う公益上の必要性の根拠付けが必ずしも明らかではない。

■ 種豚センター（指摘）

当センターは、平成 3 年に県から全国農業協同組合連合会岩手県本部へ事業移管したものである。県の説明によると、当センターの事業は維持事業（非収益事業）と増殖事業（収益事業）に区分されるが、一部収益性を持つ事業として折り合いをつけて貸付料を 96%減額している、とのことである。

しかし、当センターにおける事業に対して、96%相当を減額する根拠が明らかではない。

■鉄塔敷地（岩手県企業局）（指摘）

当該敷地は、岩手県企業局が行う電気事業の送電線設備のために使用されており、使用料が全額減免されている。県の事業であるとはいえ、独立採算を原則とする地方公営企業であり、一般会計等からの経費の負担は、以下の項目とされている（地方公営企業法第17条の2第1項）。

- 一 その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

この経費の負担の原則に照らして、鉄塔敷地に係る使用料減免の理由が合理的かどうかの問題となるが、当該理由が明らかでない。送電線設備に係る費用は利用者が負担するものであるから、県が行う事業であることを理由に使用料減免を行う合理的根拠は希薄である。

■事務室等（社団法人岩手県交通安全協会）（指摘）

当該事務室等は、盛岡免許センター等における同法人の事務室（県収入証紙売りさばき所、講習指導員事務室を含む）として使用されており、使用料が全額減免されている。

しかし、県収入証紙売りさばき窓口業務についてはもともと県から手数料を受領しているものであるから、本来この手数料収入から事務室（売りさばき業務関連部分）使用料を負担すべきである。よって、当該窓口業務の関連経費である事務室（売りさばき業務関連部分）の使用料まで減免するのは業務提供の対価を二重に受領していることと実質的に同様と認められ、当該事務室等の使用料を全額減免する合理的根拠は希薄である。

【解決の方向性】

- 使用許可ないし貸付契約締結時における使用料減免等の審査を厳正に行う。
使用料減免等の合理的根拠がなければ、適正な使用料を徴収する。

(2)使用料減免等に係る関連法令

使用料減免等の経済効果は減免相当額の補助金支出と同一であることから、県条例以外の関連法令にも留意する必要がある、具体例を挙げると以下のとおりである。

- 地方公共団体は、国、独立行政法人等に対し、寄附金等を支出してはならない。ただし、一定の条件を満たす寄附金等で、総務大臣の同意を得たものについてはこの限りでない（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条）³。
- 地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない（地方財政法第28条の2）。

³ 平成23年11月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行により当該規定は廃止され、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされている。

【現状の問題点（意見）】

関連法令への抵触が懸念される貸付料減額として、以下の貸付契約が検出された。

(単位：円)

所管課	貸付先	使用目的	場所	本来の貸付料（実際の貸付料）
農林水産企画室	独立行政法人水産総合研究センター	栽培漁業センター宮古事業場用地	宮古市大字崎山第4地割字日陰3番1他	4,815,679 (28,442)
農林水産企画室	滝沢村	滝沢第二中学校用地	滝沢村滝沢字菓子152番91	19,809,148 (990,457)

■栽培漁業センター宮古事業場用地

県の公有財産規則に基づく貸付料（年額 4,815,679 円）と実際の貸付料（年額 28,442 円）に乖離が生じていた。この点につき、県の説明によると、実際の貸付料は国の「普通財産貸付事務処理要領」に示す普通財産（土地）の継続貸付料を参考に算定している事情によるもの、とのことである。

しかし、県の公有財産規則に基づく貸付料と実際の貸付料に 200 倍近い乖離が生じている点を考慮すると、「適正な時価による財産価格」を基礎とする県の公有財産規則に基づく貸付料が合理的であり、実際の貸付料は実質的に減額された水準の金額と認められる。

当該貸付料の減額は県が相手先に対し減額相当を寄付していることと同様の経済効果を有するが、国等に対する寄附の禁止を定めた地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則 5 条の規定に基づく総務大臣の同意手続を欠いていた。

なお、平成 23 年度より県の公有財産規則に基づく貸付料（年額 4,815,679 円）にて貸付け継続が予定されていたが、当該土地上の施設が東日本大震災による津波で被災し、使用不能な状態となっているものである。

■滝沢第二中学校用地

当該土地貸付は村立中学校用地のため、県は市町村において公共事業の用に供するとき（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）に該当するものとして、貸付料の 95%相当額を減額している。

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する（学校教育法第 5 条）ものである。当該減額貸付けは、学校の設置者である市町村が負担すべき市町村立学校の運営経費（教育費）の一部を県が実質的に負担していることと同様の経済効果を有するものであるから、当該減額貸付けが地方公共団体相互間における経費の負担区分を乱すことを禁止した地方財政法第 28 条の 2 の規定に抵触するかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、当初契約時は当該規定が存在していなかったことから地方財政法に抵触しなかったこと、地方財政法の趣旨は、国から地方に、ないし県から市町村に不合理な財政負担を防止することにある、という見解もあることから、本件のように市町村が負担すべき経費を県が負担することが直ちに地方財政法第 28 条の 2 の規定に抵触するものではない、とのことである。

しかし、本来的に県と市町村は独立した地方公共団体であるから、市町村が負担すべき経費の一部を県が実質的に負担することが、県の財政秩序の維持の観点から許容されるといえるか疑問である。

【解決の方向性】

使用料減免等の審査に際しては、関連条例のみならず、関連法令の規定にも留意する。

(3)使用料等の算定方法の合理性

行政財産の使用料及び普通財産の貸付料の年額の算定方法は以下のとおりである。

財産区分	区分	算出方法	根拠規定
行政財産	基本使用額	適正な時価による財産価格×料率（土地は5%、建物は8%）	行政財産使用料条例第2条第1項
	市町村交付金相当額	国有資産等所在市町村交付金法に規定する市町村交付金	
	共済基金分担金相当額	災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金	
	諸経費相当額	電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信の役務の提供に係る料金及び清掃費その他の経費の年額	
普通財産	基本貸付額	行政財産と同じ	公有財産規則第17条第1項
	市町村交付金相当額		
	共済基金分担金相当額		
	諸経費相当額		

【現状の問題点（意見）】

普通財産の貸付けより、現況と異なる地目で貸付料を算出している契約が検出された。

(単位：円)

所管課	貸付先	使用目的	場所	土地台帳価格	貸付料
農林水産企画室	一戸町	奥中山診療所用地	一戸町奥中山字西田子 1448-4 他	47,931,011 (宅地評価)	年額 13,319 (畑地評価)

貸付料の算定は「適正な時価による財産価格」を基礎とするが、土地の「適正な時価」は原則として相続税財産評価の例により算出した価格であり、民間実例に比して著しく不相当と認められる場合、その他特殊な事情が認められる場合は、それ以外の方法による算出も可能とされている（公有財産規則の一部を改正する規則の施行について（平成18年3月31日管第227号））。相続税財産評価では、土地の価額は地目の別に評価し、その地目は課税時期の現況によって判定するとされている（財産評価基本通達7）。このため、当該貸付けについて、現況と異なる地目の評価をもとに貸付料を算定することが「その他特殊な事情が認められる場合」に該当するかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、当該貸付は当初畑地だった貸付地を借受者である一戸町が造成のうえ診療所用地として利用することを予定したものである。造成経費は全額借受者が負担していることを考慮し、貸付料算定は貸付当初の地目（畑）のままとしている、とのことである。

しかし、貸付当初から診療所用地としての使用が予定されていたものであるから、当初の貸付時点における地目が畑であったことが「特殊な事情が認められる場合」であるとは考えられない。借受者が造成経費を負担している点には「特殊な事情」を認める余地はあるものの、現況と異なる地目評価による貸付料の適用に合理的根拠があるといえるか疑問である。

【解決の方向性】

使用料等の算定方法は行政財産使用料条例及び関連規則等に準拠する。

また、「適正な時価による財産価格」は当該財産の現況に即した評価額によることを原則とする。

(4)用途指定と現況の乖離

地方自治法では、普通財産の貸付に際しては、用途指定することを条件とし、借受人が用途指定に反した場合、契約を解除することができる（地方自治法第 238 条の 5 第 6 項）と定めている。この規定は以下の趣旨によるものと考えられる。

- ▶ 普通財産といえども地方公共団体が所有する財産である以上、社会公共の利益に寄与することが期待されているため、貸付けに際しては一定の用途に使用することを条件として指定する必要があること
- ▶ 借受人が用途指定に従わない場合は、当該貸付契約を地方公共団体の側において一方的に解除できることにより、当該規定の実効性を確保できること

県の公有財産規則では、普通財産の貸付に際しては、用途指定することを条件とし、借受人が県の承認なく用途指定に反した場合、契約を解除することができる（公有財産規則第 18 条第 2 項）と定めている。

【現状の問題点（指摘）】

普通財産の貸付けより、用途指定と現況に乖離が生じている契約が検出された。

(単位：円)

所管課	貸付先	使用目的	場所	地積 (㎡)	本来の貸付料 (実際の貸付料)
管財課	盛岡畜産農業 協同組合	事務所及び事業 用地	盛岡市松尾町 57 番 74	2,977.12	8,245,729 (4,202,193)
管財課	盛岡市	児童遊園地	盛岡市仙北 1 丁目 163 番	2,058.22	5,927,673 (-)

■事務所及び事業用地（盛岡畜産農業協同組合）

当該貸付地の一部が月極駐車場として転貸されており、無断転貸の状況にある。

県の説明によると、当該土地は昭和 27 年に同農業協同組合へ貸付けることを前提に県が取得したものであり、昭和 50 年代から貸付地の一部が月極駐車場として無断転貸されていたものである。これまで再三にわたって同農業協同組合に是正を指示し、現在、抜本的な対応策（貸付地の返還を含む）に向けて調整中である、とのことである。

■児童遊園地

昭和 61 年 4 月に児童遊園地を利用目的とした貸付であるが、児童遊園地は平成 6 年をもって閉鎖されており、用途指定と現況に乖離が生じている。

また、このような乖離状況の確認までに長期間を要していることから、現況確認の不備が認められ、公有財産の維持管理が適切だったとは考えられない。



(盛岡市が児童遊園地として使用していた区域。この中に県有地が含まれる。平成 24 年 1 月撮影)

【解決の方向性】

用途指定と乖離が生じていないか現況確認を適時に行う。

用途指定と現況の乖離が解消されない場合、契約の解除を検討する。

(5) 中間介在者への使用許可

県の施設内における自動販売機等の設置について、県では行政財産の目的外使用許可により実施している。この使用許可において、自動販売機等の事業者ではない相手先（以下、「中間介在者」という。）への使用許可が行われるケースが散見される。

当該使用許可の関係を図示すると以下のとおりである。



また、平成 22 年度において、総務部及び警察本部所管における中間介在者への使用許可の状況は以下のとおりである。

所管	相手先	主な内容	設置台数（台）	使用料（円）	備考
総務部	岩手県職員労働組合	各地区合同庁舎内の自動販売機	31	—	100%減免
	岩手県庁生活協同組合	本庁舎内の自動販売機	4	—	100%減免
	その他法人	本庁舎内の自動販売機	3	8,023	
警察本部	社団法人岩手県交通安全協会	運転免許センター内の自動販売機	16	—	100%減免
		運転免許センター内の写真撮影機	4	—	100%減免
	岩手県庁生活協同組合	警察本部内の自動販売機	6	—	100%減免
	その他法人・個人	各警察署内の自動販売機	35	504,005	

（注）「使用料」は基本使用額のみ記載しており、諸経費相当額（光熱水費等）は全て徴収されている。

【現状の問題点（指摘）】

中間介在者は自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、このような中間介在者への使用許可が適切かどうか問題となる。

この点につき、以下の問題点を考慮すると、中間介在者への使用許可は不適切である。

- 他者への委託を前提とした使用許可を容認することにより、同一時期に同一場所の使用許可申請が複数生じる可能性が高くなるが、使用許可申請が競合した場合の取扱基準が明らかでない。使用許可の申請者と実際の使用者に相違があり、業務を委託しているに過ぎない申請者への使用許可を正当化する根拠は希薄である。
- 設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて中間介在者への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えられない。また、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、中間介在者に対して使用許可をした上で自販機を設置させる合理的理由は見当たらない。
- 中間介在者への使用許可には、使用許可の相手先への間接的な財政的援助の効果を有するものもあるが、手続上の透明性が確保されているといえるか疑問である。また、相手先においては当該自動販売機の設置に伴う利益は収益事業として課税されるため、間接的な財政的援助の効果として経済的といえるか疑問である。

【解決の方向性】

中間介在者への使用許可を行わないことを原則とする。

自販機の設置等、貸付の契約が馴染むものは目的外使用許可から貸付の契約方法へ移行する。契約の締結は一般競争入札が原則（地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項）である点に留意する。

5 用途廃止・処分

(1) 財産の処分方法

県の公有財産には交通信号機や交通標識等の交通安全施設財産が含まれるが、県では交通安全施設財産を特定事業用財産（公有財産規則第 34 条）として管理している。

平成 22 年度における道路交通に係る特定事業用財産の異動状況は以下のとおりである。

(箇所、本)

	平成 21 年度末	増加	減少	平成 22 年度末
信号機・可変標識	2,006	49	7	2,048
大型標識	2,469	19	110	2,378
路側標識	29,268	258	436	29,090

【現状の問題点（意見）】

県では用途廃止した交通信号機や交通標識のスクラップを無価値と評価し、廃棄物として処分している。

しかし、交通信号機等の性質からすると、廃棄物ではなく有価物として処分する余地があると考えられ、他県では交通信号機等を有価物として処分している事例も見られる。処分時に要する運送費等の問題があるため、必ずしも有価物としての処分が適当とは限らないものの、県において、交通信号機等の処分方法（廃棄物か有価物か）の比較検討が十分に行われているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

一定の価値のあるスクラップ財産については、有価物としての処分の余地がないか十分に検討する。

(2)用途廃止の遅れ

県の所有地において、市町村道敷地として道路管理者である市町村に使用許可ないし貸付けしている土地が検出された。

財産区分	所管課	所在地	面積 (㎡)	台帳価格 (円)	経緯
行政財産	盛岡地方振興局林務部	八幡平市松尾寄木第1地割字沼利515番2他	6,176.13	95,729	八幡平市の市道（当時村道）拡幅計画に対応し、平成15年10月より無償使用許可（単年度継続許可）
普通財産	農林水産企画室	八幡平市松尾寄木第1地割字沼利515番10他	15,005.00	232,577	昭和61年4月より道路管理者に無償貸付

県の説明によると、いずれの道路敷地も県民の森敷地内を走るバス路線となっている市道であり、道路管理者である八幡平市に対して使用許可（行政財産）または貸付している、とのことである。

【現状の問題点（指摘）】

行政財産は、行政目的を遂行するための物的手段で、直接公の目的に供し、または供することを決定した財産であるから、県が当該道路敷地を行政財産と扱っていることの適否が問題となる。

この点につき、市町村道に認定された道路は道路法に基づき道路管理者である当該市町村が管理するものであるから、上記土地の利用を通じた県による直接的な行政サービスの提供は実施できない。よって、市町村道の認定に伴い、当該道路敷地は県による直接的な行政サービスの提供手段ではなくなったものと認められ、用途廃止（公有財産規則第23条）せず行政財産としているのは不適切である。

【解決の方向性】

市町村道と認定された道路敷地は県の普通財産として管理する。

6 経理事務

経理事務は、公有財産の取得、管理、処分に至るまでの過程における取引記録を帳簿組織をとおして明確に把握するとともに、毎会計年度の決算関連書類を適正に作成・報告することである。

(1) 財産調書の開示不備

地方公共団体は財産の異動状況を明確にするために、決算において財産に関する調書を調製する必要がある（地方自治法施行令第166条2項）。

平成22年度における県の財産に関する調書(土地及び建物)を要約すると以下のとおりである。

(単位：㎡)

		土地（地積）			建物（延面積）			
		平成21年度	平成22年度	増減	平成21年度	平成22年度	増減	
行政財産	本庁舎	11,993	11,993	—	37,643	37,643	—	
	その他の行政機関	警察（消防）施設	409,375	409,709	334	186,234	188,146	1,912
		その他	40,967,415	40,967,135	△281	415,679	414,681	△998
	公共用財産	学校	7,733,893	7,504,918	△228,975	1,100,644	1,068,670	△31,974
		公営住宅	636,670	642,622	5,953	395,725	395,726	1
		公園	1,836,477	1,839,707	3,230	18,457	18,116	△341
		その他	15,852,675	15,752,033	△100,642	357,121	356,682	△440
	山林	1,500,141	1,500,141	—			—	
	計	68,948,639	68,628,258	△320,381	2,511,504	2,479,663	△31,840	
	普通財産		11,318,870	11,512,836	193,966	112,873	130,749	17,876
合計		80,267,509	80,141,094	△126,415	2,624,376	2,610,412	△13,964	

【現状の問題点（指摘または意見）】

財産に関する調書に関して、以下の不備が生じている。

■ 開示対象もれ（意見）

道路予定地が、財産に関する調書に記載すべき財産の対象外として取り扱われている。

道路用地は、地方自治法施行規則第16条の2の財産に関する調書様式で「調書に記載することを要しない」となっているが、地方財務実務提要にて、道路予定地として買収した土地は、道路台帳に記載されない限りにおいて財産に関する調書に記載する必要があると解していることから、道路台帳に記載のない用地は、財産に関する調書の記載対象にすべきと考える。

この点につき、県の説明によると、地方財務実務提要は「地方自治制度研究会」が編集した一つの考え方に過ぎず、有権解釈権のある国の見解ではないのであるから、道路予定地を財産に関する調書の記載対象外とすることが直ちに不備に当たるものではない、とのことである。

なお、県は道路予定地を特定事業用財産として土地取得台帳（道路）に記録しているが、一定時点の道路予定地残高の集計が困難のため、記載すべき土地の面積は把握できない。

■ 公有財産台帳自体の記載不備（指摘）

県では、財産に関する調書は公有財産台帳の記載内容を基礎に作成していることから、公有財産台帳自体の記載が不十分であることは、結果として、財産に関する調書の記載不備につながる問題である。

公有財産台帳の記載不備については、「（2）公有財産台帳記録の不備」を参照されたい。

【解決の方向性】

関連規定に準拠して、財産に関する調書に記載する財産を再整理する。

(2) 公有財産台帳記録の不備

公有財産管理の基礎となる台帳に関して、県の規則では以下のように定めている。

(財産の総括)

第4条 総務部長は、財産の取得、管理及び処分に関する事務を総括しなければならない。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、部局長、課長等及び地方公所長に対し、その所管又は分掌に属する財産の取得、管理又は処分について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 総務部長は、別に定める様式による財産台帳を備えて置いて、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。

(登録価格)

第11条 財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿（以下「台帳」という。）に登録すべき価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地 地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項の規定により土地課税台帳に登録された価格に比準して算定した金額

(2) 建物、工作物並びに法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる財産 建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることが困難なものは、見積価格

(3) 立木 買入価格又は植栽費。ただし、買入価格又は植栽費によることが困難なものは、見積価格

(以下、省略)

(異動)

第15条 出納局長、課長等又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに別に定める様式による財産異動調書を作成し、総務部長に通知しなければならない。

出所：岩手県公有財産規則

【現状の問題点（指摘または意見）】

公有財産台帳に関して、以下の不備が生じている。

■所管課記録との不整合（公園）（指摘）

平成22年度末現在、都市計画課が管理する公園・緑地に係る土地台帳に以下の差異が生じている。

(単位：㎡)

区分	公有財産台帳	所管課台帳	差異
御所湖広域公園	445,820.15	445,676.49	143.66
花巻広域公園	908,318.46	909,684.72	△1,366.26
内丸緑地	2,618.61	2,618.61	—
合計	1,356,757.22	1,357,979.82	△1,222.60
処理誤り	859.46	△363.14	1,222.60
修正後	1,357,616.68	1,357,616.68	—

上記差異の原因は公有財産台帳に859.46㎡、所管課台帳に△363.14㎡の処理誤り（2重登録、登録もれ、入力ミス）によるものである。

■異動登録の処理遅れ（指摘）

平成 22 年度中の土地・建物増減データを査閲したところ、平成 21 年度以前に異動登録すべき項目（土地 3 件、建物 39 件）が検出された。

類別	種別	分掌課	財産の名称	増減理由	時期	差引数量	台帳価格
行政財産	土地	一関警察署	山目交番	平成 19 年 11 月 1 日実測	H22. 7. 30	0. 64	25, 652
行政財産	土地	一関警察署	中野待機宿舎	平成 19 年 5 月 17 日国土調査実測	H22. 7. 30	0. 39	13, 854
行政財産	土地	盛岡土木部	県営青山アパート	誤びゅう訂正	H22. 12. 10	1, 920. 72	94, 307, 352
行政財産	建物	会計課	管機独身寮	(平成 21 年 12 月 17 日取壊し) 取壊し	H22. 8. 26	△ 508. 08	△ 7, 926, 000
普通財産	建物	遠野県民セン	東館合同公舎 2 号棟	平成 7 年 3 月 20 日増築増築	H21. 3. 31	26. 93	—
普通財産	建物	農林水産企画	旧(社)肉牛生産公社住田牧場施設 14 件	平成 21 年 12 月 17 日取壊し	H23. 1. 5	△2, 900. 00	△4, 998, 524
普通財産	建物	農林水産企画	旧(社)肉牛生産公社住田第二牧場施設 23 件	平成 21 年 12 月 11 日取壊し	H23. 1. 5	△8, 160. 40	△26, 626, 400

また、平成 23 年度中の土地・建物増減データ（平成 23 年 7 月末までの処理分）を査閲したところ、異動登録の処理遅れ（土地 1 件、建物 10 件）が検出された。

類別	種別	分掌課	財産の名称	増減理由	時期	差引数量	台帳価格
行政財産	土地	花巻空港事務	花巻空港	平成 19 年 3 月 27 日実測	H23. 6. 22	1, 362. 20	36, 411, 606
行政財産	建物	盛岡東警察署	松園交番	平成 22 年 10 月 25 日取壊し	H23. 6. 2	△ 103. 40	△ 2, 106, 000
行政財産	建物	盛岡東警察署	松園警察官派出所	平成 22 年 10 月 25 日取壊し	H23. 6. 2	△ 21. 00	△ 91, 000
行政財産	建物	一関第二高	一関農業高等学校 3 件	(平成 23 年 3 月 23 日) 改築	H23. 6. 8	—	166, 549, 000
行政財産	建物	一関第二高	一関農業高等学校 3 件	取壊し	H23. 6. 8	△3, 167. 00	△48, 049, 000
行政財産	建物	大船渡東高	県立大船渡農業高等学校 2 件	東日本大震災津波により被災取壊し	H23. 5. 30	△ 79. 76	△ 2, 426, 000

これら異動登録の処理遅れは、財産の異動があった時に速やかに通知することを定めた公有財産規則第 15 条の規定に抵触している恐れがある。

■土地の除籍処理もれ（指摘）

公有財産台帳における除籍処理もれの土地が検出された。

区分	所管課	財産名称	取得価額（円）	土地面積（㎡）
行政財産	管財課	県庁職員用バイク置場	30,768,375	—
行政財産	花巻土木	学校用地（花巻農業高等学校）	165,562,200	—
行政財産	畜産研究所	畜産研究所外山畜産研究室	1,596,900	—

■登録価格の記載誤り（指摘）

公有財産台帳に登録する価格の記載誤りが検出された。

（単位：円）

種別名称	所管課	財産名称	取得年月	台帳登録価格（A）	本来の登録価格（B）	差異（A-B）
行政財産 土地	岩泉土木 センター	主要地方道久 慈岩泉線除雪 機械等整備	平成21年 3月	183,326,170	331,656	182,994,514

■被災財産の滅失処理遅れ（意見）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県沿岸部を中心に公有財産が被災したが、平成22年度の公有財産台帳において毀損した公有財産の滅失処理は行われていない。

この点につき県の説明によると、今回の震災では、県を挙げて被災者支援及び被災地の復旧対策に最優先で取り組む必要があったことから、災害に伴う公有財産の滅失等を直ちに通知することを規定した事故報告（公有財産規則第32条）については発災後、直ちに行うことを求めなかった、とのことである。

公有財産は行政サービス提供の基盤となるものであるから、震災後の公有財産の現況確認は適時に実施されるのが本来である。公有財産台帳は「現況確認の結果を適時に記録する」ものであり、「台帳記録のため現況確認する」ことが目的ではないのであるから、被災財産の滅失処理遅れが、未曾有の震災の影響でやむを得ない事情があるにしても速やかな処理が必要である。

■更新工事に係る台帳登録もれ（指摘）

建物の附属物を新設、増設、改設又は除斥をしたときは公有財産増減理由に該当する（公有財産規則別表第2）が、更新工事に係る台帳登録もれが検出された。

所管課	建物の名称	台帳価格（円）	更新工事の内容
環境生活 企画室	いわてクリーンセ ンタープール棟	749,586,000	えさしグリーンパーク蒸気ボイラー更新他工事（請負額48,387,150円）平成22年3月検査完了

上記更新工事に伴い、当該建物の従物であるボイラー設備について、従物除斥及び従物付設の財産異動が生じているが、当該異動に係る台帳登録が行われていない。

■特定事業用財産台帳の記録不備（指摘）

道路の土地取得台帳（平成 22 年度取得分）と歳出の会計記録（平成 22 年度の公有財産購入費）を照合したところ、以下の記載誤りが検出された。

（単位：円）

所管課	財産の名称	土地取得台帳の金額	歳出の会計記録	差異
遠野土木センター	一般県道 遠野住田線 1 件	19,612,432	19,034,327	578,105

■登録価格の未整備（意見）

県では、公有財産のうち道路財産については特定事業用財産として財産台帳を整備している。

公有財産の登録価格（公有財産規則第 11 条）について、道路財産と財産台帳の関係を整理すると以下のとおりである。

	財産台帳の種類	根拠法等	台帳価格の記載		
			土地	道路工作物	その他工作物
道路	土地取得台帳	用地事務取扱要領	有	— (記載対象外)	— (記載対象外)
	道路台帳	道路法	無	無	— (記載対象外)
公有財産 (全般)	公有財産台帳	公有財産規則	有	— (記載対象外)	有

（注）「道路工作物」には道路路面が含まれる。

道路法に基づく道路台帳では台帳価格の記載が必要とされていないため、結果として道路工作物に係る台帳価格の記録が整備されていない。

この点につき、県の説明によると、道路工作物は将来にわたり公共空間として担保している財産であり、売却等も想定しておらず、そのため価格を表示する必要がないことから記載していない、とのことである。

しかし、公有財産台帳は経済的価値のある財産の保全を目的としたものであるから、道路工作物といえども経済的価値を端的に表す価格は重要な要素と考えられる。実際、地方行革新指針（平成 18 年 8 月）において、各地方公共団体に対して新地方公会計モデルによる公会計整備が要請されているが、この中でも以下のような説明がなされている。

「道路や現在使われている小学校や役場の土地など売却が困難な用地について資産計上した結果、資産超過になっていたとしても意味がなく、資産として認識すべきではない」とする考え方もありますが、将来の行政サービスの提供能力を資産としてとらえるという公会計の考え方を踏まえると適当ではありません。

仮に、現在使われている資産が消失した場合に、同様な行政サービスを引き続き提供するためには、消失した資産と同様のものを再取得しなければなりません。それには再調達が必要であり、その価額を資産価値として評価して地方公共団体の持つ資産価値を把握しようとするものです。

出所：「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」（地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ 平成 20 年 12 月）

【解決の方向性】

関連規定に準拠して、公有財産台帳記録の適正性を確保するための管理事務を徹底する。

また、現在の単式簿記の帳簿組織には、フロー情報（財産の取得、処分による増減）とストック情報（財産台帳）を照合・検証する仕組みを有していない、という根本的な問題点を認識のうえ、フローとストックの整合性を確認する仕組み（実効性のあるチェック機能）を確保する。

(3) 公営企業会計の会計処理

県の公営企業会計は、病院事業、電気事業及び工業用水道事業の3事業である。

各公営企業会計の公有財産の概要については「第2-2 県が保有する公有財産の概要」を参照されたい。

【現状の問題点（指摘または意見）】

■被災固定資産に係る損失計上もれ（病院事業）（指摘）

平成23年3月11日の東日本大震災により、県立病院では建物等設備への被害を受けている。特に高田・大槌・山田の3県立病院の被害は大きく、被災した病院建物については今後の使用が見込まれていない状況である。

被災した県立病院と平成22年度決算における固定資産の会計処理の状況を表で示すと以下のとおりである。

(単位：円)

	被災した有形固定資産	除却処理	資産計上残余分
高田	2,357,072,953	648,456,701	1,708,616,252
大槌	1,799,621,675	531,420,591	1,268,201,084
山田	1,360,710,185	248,266,819	1,112,443,366
その他	8,776,046	8,776,046	0
合計	5,526,180,859	1,436,920,157	4,089,260,702
うち資本剰余金対応分	3,441,538,248	874,952,400	2,566,585,848
差引(損失計上対象)	2,084,642,611	561,967,757	1,522,674,854
修繕費等諸経費(災害対応)		116,543,300	
遊休資産の除却処理(旧磐井病院)		618,100,517	
特別損失計上額		<u>1,296,611,574</u>	

被災した病院に係る固定資産について、平成 22 年度決算において医療機器や職員公舎建物等、除却処理が行われているが、病院建物等の部分については会計的手当はされていない。県の説明によると、病院の除却は解体処分と同時に行うことを通例としていたため、被災した病院本体の除却損を計上していない、とのことである。

しかし、建物として物理的に存在しているとはいえ、病院建物としての利用見込が期待される状況にないことから、会計上の固定資産としての性質を有しているとは認められない。よって、平成 22 年度病院事業決算において、被災固定資産に係る損失計上もれ 1,522 百万円（対応する有形固定資産残高は 4,089 百万円）が生じていると判断される。

■固定資産台帳と財務諸表の不整合（電気事業）（指摘）

財務諸表に計上している有形固定資産と財産管理台帳（固定資産台帳）の一部に金額の差異が生じている。

（単位：円）

会計	資産の種類	貸借対照表計上額	固定資産台帳の金額	差異
電気事業	水力発電設備(岩洞第一発電所) 土地	14,128,031	14,264,647	△136,616

なお、県の説明によると、上記差異の原因を調査のうえ、平成 23 年度決算において修正処理を行う予定である、とのことである。

■売却可能資産の処理（意見）

売却可能資産とは「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産」である（詳細は「7 新地方公会計（2）売却可能資産の開示不備」参照）。

病院事業における売却可能資産の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

財産の名称	帳簿価額	処分見込額	差引評価差額
旧磐井病院	218,121	428,800	210,679
旧南光病院	553,888	256,080	△ 297,808
旧北上病院	1,137,362	509,693	△ 627,669
旧花巻厚生病院	724,500	39,185	△ 685,315

- （注）1. 帳簿価額は土地・建物の合計額、処分見込額は土地評価額から建物解体費用を控除した見積額（医療局作成資料より）である。
2. 上表の他、売却可能資産として未利用公舎用地 36 件（帳簿価額 273,759 千円）がある。

平成 26 年度から適用される地方公営企業の新会計制度の中で、減損会計の導入が予定されており、減損会計が導入された場合の当該物件への適用が懸念される。

6 減損会計

[基本的な方針]

地方公営企業会に、公営企業型地方独法における減損会計と同様の減損会計を導入することとする。

【論点整理】

地方公営企業会計への減損会計の導入

<地方公営企業会計において減損会計を導入するメリット>

○地方公営企業会計への減損会計導入のメリットは、以下のとおり。

- 貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大な金額となっている場合に、減損会計を導入すれば、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額できる。
- これにより、地方公営事業の経営成績を早期に明らかにすることができるようになり、経営成績に問題がある地方公営企業に対しては、早期の措置をとることが可能となる。

(以下省略)

出所：地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成 21 年 12 月 24 日）

【解決の方向性】

サービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されない固定資産については、当該事象が発生した年度において除却処理する。

財務諸表と台帳の金額を照合し、財産管理の基礎となる台帳記録の正確性を確保する。

7 新地方公会計

(1)有形固定資産の計上対象事業費

県が作成する財務諸表では、資産の計上方法を以下の方針によっている。

(ア) 有形固定資産評価方法

総務省方式改定モデルでは、有形固定資産は原則として再調達価額をもって計上することとされていますが、当面の間、取得価額を基礎として算定した価額をもって計上できるものとされています。今回、平成 21 年度決算分の財務書類を作成するにあたっては、「売却可能資産」以外の有形固定資産については、従来の総務省方式と同様に昭和 44 年度以降の決算統計における普通建設事業費の累計額をもって、有形固定資産の取得価額としています。

(中略)

(イ) 減価償却

土地を除く有形固定資産については、取得の翌年度から残存価額ゼロの定額法により算出しています。

また、耐用年数は、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」に示された有形固定資産耐用年数表を用いています。

県の普通会計における有形固定資産の明細（平成 21 年度）は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	土地	償却資産			貸借対照表 計上額 (普通会計)		
		取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額			
道路	179,347	1,338,042	474,475	863,568	1,042,915		
橋りょう	14,809	110,640	40,511	70,129	84,938		
河川	82,025	484,020	170,719	313,301	395,325		
砂防	7,557	175,151	64,092	111,059	118,616		
海岸保全	1,875	40,145	24,063	16,082	17,957		
港湾	3,635	112,600	48,260	64,340	67,975		
生活イン フラ・国 土保全	都市 計画	街路	21,121	140,692	42,004	98,688	119,809
		都市下水路	549	6,217	5,789	428	977
		区画整理	3,679	8,265	5,865	2,400	6,079
		公園	1,828	13,867	6,193	7,674	9,502
		その他	3	33	33	0	3
住宅	11,264	68,668	34,076	34,592	45,856		
空港	6,607	49,888	28,645	21,242	27,849		
その他	515	6,281	5,034	1,247	1,762		
計	334,811	2,554,509	949,760	1,604,749	1,939,561		

区分		土地	償却資産			貸借対照表 計上額 (普通会計)	
			取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額		
教育	高等学校	6,131	229,969	87,179	142,790	148,921	
	幼稚園		250	75	175	175	
	特殊学校	2,545	23,335	9,091	14,244	16,790	
	大学		30,319	8,444	21,875	21,875	
	社会教育	2,738	33,744	12,131	21,612	24,351	
	その他	1,911	28,388	10,952	17,436	19,346	
	計	13,325	346,004	127,872	218,132	231,458	
福祉		3,100	33,393	23,689	9,704	12,804	
環境衛生	保健衛生	149	15,419	3,076	12,342	12,492	
	その他	1,446	24,575	16,282	8,293	9,739	
	計	1,595	39,994	19,359	20,636	22,231	
産業振興	労働	1,251	16,389	11,485	4,904	6,155	
	農林水産業	造林	3,902	98,953	72,891	26,061	29,963
		林道	7,174	188,764	60,590	128,174	135,347
		治山	5,879	153,339	86,412	66,927	72,806
		漁港	2,780	233,539	85,827	147,712	150,493
		農業農村整備	37,942	988,057	718,422	269,635	307,577
		海岸保全	1,190	31,263	17,104	14,159	15,349
		その他	7,871	257,547	171,085	86,462	94,333
	商工	国立公園等	590	10,116	5,777	4,339	4,929
		観光	1,665	18,846	13,608	5,239	6,904
		その他	4,194	52,135	39,455	12,680	16,875
	計	74,439	2,048,949	1,282,656	766,293	840,732	
	警察		7,464	108,197	70,964	37,233	44,697
総務	庁舎等	2,231	33,893	13,250	20,642	22,873	
	その他	4,722	96,562	54,128	42,434	47,156	
	計	6,953	130,454	67,378	63,076	70,030	
合計		441,688	5,261,502	2,541,678	2,719,823	3,161,511	

【現状の問題点（指摘）】

県では、ダム以外の農業農村整備事業は事業完成後、地元の土地改良区ないし市町村に譲与している。

しかし、農業農村整備に係る有形固定資産 307,577 百万円は譲与対象事業費分まで含まれているため、県が管理する土地改良財産と有形固定資産計上額に不整合が生じている。譲与対象の事業費相当額は県に帰属する公共資産とは考えられないため、有形固定資産が過大計上され

ている。

なお、県では譲与対象の事業費相当額を区分するためのデータを把握していないため、有形固定資産の過大計上額は不明である。

【解決の方向性】

現在の財務諸表作成方法（総務省方式改訂モデル）は過去の建設事業費の積上げによるため、譲与対象事業分を控除して有形固定資産を積上げ計算する。個別事業単位の管理の正確性を確保するためには、固定資産台帳を整備するのが合理的である。

(2)売却可能資産の開示不備

新地方公会計制度のもとで作成・開示が要請される貸借対照表は、地方公共団体の資産、負債、純資産の財政状況を表すものである。

このうち、公共資産情報の段階的整備について以下のような説明がなされている。

212. 資産の適正な管理を行い、未利用財産の売却や資産の有効活用を行っていくためには、固定資産台帳の整備が不可欠である。ただし、一時にすべての固定資産について棚卸の実施と公正価値評価を行うことは、システム化も含め、相当程度の時間・労力と費用を要することが、これまでに整備を行った団体の事例報告から明らかになっている。
214. 当スケジュールを前提とし、今回の地方公会計改革の求める目的を可能な限り短期間で達成するためには、固定資産台帳の整備を段階的に行う方法も効果的かつ効率的な方法であると考えられる。具体的には、まずは売却可能資産に関する台帳を整備して売却可能価額による評価を行い、その後、順次範囲を広げていく方法である。
215. 段階的な資産情報の整備方法として、例えば次のスケジュールと実施内容が考えられる。
- ✓ 平成 19 年度～平成 20 年度：売却可能資産の洗い出し・台帳整備及び評価
 - ✓ 平成 20 年度～平成 21 年度：売却可能資産以外の土地の台帳整備及び評価
 - ✓ 平成 21 年度以降（段階的に）：建物・構築物・物品・インフラ資産等の台帳整備及び評価
247. 売却可能資産は売却可能価額で評価し、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。なお、有形固定資産として貸借対照表に計上されていた金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上する。
250. 「売却可能資産」の範囲は、現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。
252. 採用した「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法（路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む）」は注記しなければならない。

出所：新地方公会計制度実務研究会報告書（平成 19 年 10 月 総務省）

また、売却可能資産の範囲については以下のような説明がなされている。

(売却可能資産の範囲)

問 66-1 売却可能資産の範囲はどのように捉えればよいか。

答

1 売却可能資産の範囲は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 250 段落において、「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。」とされている。

2 しかし、上記の原則の下で、当該団体の売却可能資産の範囲の位置づけが明確になるのであれば、早期に財務書類を整備する必要もあるため、例えば次のような手順で段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められるものとする。なお、その手順や範囲について、附属明細書（総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表2-11）により公表するものとする。

- (1) N+1 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- (2) 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
- (3) 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
- (4) すべての普通財産
- (5) すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

出所：「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関する Q & A（平成 20 年 10 月改訂 総務省自治財政局財務調査課）

県の売却可能資産（連結ベース）の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	所管課	名称	所在地	面積 (㎡)	取得価額	売却可能価額
普通財産	管財課	旧天神町公舎	盛岡市加賀野三丁目 224 番 2 外	2,455.97	—	148,561
普通財産	管財課	旧加賀野公舎	盛岡市加賀野一丁目 19 番 1 外	2,999.31	—	222,886
普通財産	管財課	旧第二分庁舎	盛岡市高松二丁目 286 番 7	4,233.16	—	274,097
普通財産	保健福祉企画室	厚生年金福祉施設用地	金ヶ崎町大字永栄字上宿 1 番他	78,117.78	356,732	1,657
普通財産	畜産研究所	岩手県農業協同組合学園	滝沢村滝沢字砂込 390 番 40 外	37,557.32	—	226,095
普通財産	盛岡土木部	築川廃川敷	盛岡市東中野字見石 151 番 1 外	2,805.56	—	106,809
普通財産	教育企画室	旧花巻野外活動センター	花巻市豊沢字桑木田 25 番外	97,550.24	16,735	399,955
その他 66 件				4,674,703.28	216,651	1,305,475
合計				4,900,422.62	590,118	2,685,535

県では、売却可能資産の範囲と評価方法について、以下の方針によっている。

保有する有形固定資産のうち未利用の財産について売却可能資産として計上しています。
売却可能な土地の価額は、隣接地等の固定資産評価額に基づく評価額により算定しています。

【現状の問題点（指摘）】

病院事業における売却可能資産（「6 経理事務（3）公営企業会計の会計処理」参照）に金額的重要性が認められるものの、県が開示している売却可能資産（連結ベース）には含まれていない。

県の開示対象外の売却可能資産が貸借対照表作成に与える影響が大きいと推測されることから、平成 21 年度における売却可能資産の開示に不備が生じている。

【解決の方向性】

新地方公会計制度の趣旨に沿って、売却可能資産の選定基準をより適切な範囲に見直し、財務情報の適正開示を確保する。

(3) 基金財産の評価

県では、森林資源の培養及び森林生産力の向上に努めることにより、森林の持つ水資源のかん養等公益的機能及び林産物供給機能を増進し、もって地域林業の振興を図ることを目的として県有林事業を行っている。県が保有している県有林は基金財産として管理しており、県営林造成基金と公営林造成基金がある。

それぞれの基金における立木の概要（平成 22 年度末現在）は以下のとおりである。

基金の名称	数量 (m ³)	基金台帳の価格 (百万円)	摘要
県営林造成基金	10,144,743	16,917	
公営林造成基金	3,267,143	58,196	林業公社からの承継 2,877,897 m ³ 、58,210 百万円

■ 県営林の評価

県有林立木評価基準及び県有林立木評価要領により市場価逆算式（素材（丸太）の市場価格から伐採・搬出に要する事業費等を控除して立木価格を求める手法）で行っている。

■公営林の評価

公営林は、平成19年6月に社団法人岩手県林業公社（以下、「林業公社」という。）より分収造林を承継したものである。公営林の承継時における県の取得価額は承継時における林業公社の帳簿価額としている。

県の説明によると公営林事業に係る長期収支見通しでは取得年度から事業終了年度（平成19～平成93年の75年間）までの処分金額として86,998百万円を見込んでいる。なお、処分金額そのものは評価額ではない。

公営林の処分予定が75年もの長期に及ぶため、処分見込額は時間価値を考慮する必要があるが、取得価額58,210百万円から逆算すると、割引率0.803%以下の前提であったと推測される。

【現状の問題点（指摘）】

県の貸借対照表に計上している基金等残高において、上記2基金に係る立木がゼロ評価になっている。金額的重要性のある立木でありながら、基金等としてゼロ評価としているのは不適切である。

【解決の方向性】

県営林・公営林を適切に評価のうえ基金等として資産計上する。

II 更新投資の最適化と県民への説明責任（意見）

個別検出事項に係る主な問題点と解決の方向性を要約すると、以下のとおりである。

	主な問題点	解決の方向性
1 維持	契約締結不明財産への対応が不十分である。	現状調査と不備解消措置を適時に行う。
2 更新投資	持続可能な更新投資財源を確保できない可能性が懸念される事業がある。	更新投資財源を確保できるよう事業計画を見直す。
3 運用	効率的運用が行われていない未・低利用財産がある。	効率的運用を推進する。
4 使用許可・貸付	使用料減免理由が不適切である。	使用料減免の審査を厳正に行う。
5 用途廃止・処分	スクラップ財産の処分方法（廃棄物か有価物か）の比較検討が十分に行われていない。	有価物としての処分の余地がないか十分に検討する。
6 経理事務	公有財産台帳や決算説明資料の開示に不備がある。	経理事務のチェック機能を強化する。
7 新地方公会計	売却可能資産等の開示に不備がある。	新地方公会計制度の趣旨に沿って、財務情報の適正開示を確保する。

個別の内容については、「I 個別検出事項」を参照されたいが、現状認識及び県が取り組むべき課題を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

現状認識

- 更新投資が今後増大、県財政を逼迫
- 更新投資先送りによる弊害の懸念、隠れ債務化のリスク
- 更新投資の最適化を実現するための仕組みが不十分

	更新投資の最適化	県の現状	県が取り組むべき課題
Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none"> • 長期的視点での投資計画（長寿命化計画を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の事業でアセットマネジメントへの取組みが見られるが、現状把握（更新投資の推計）は必ずしも十分ではない。 	アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備
Do (実行)	<ul style="list-style-type: none"> • 計画的な投資と持続可能な事業運営 	<ul style="list-style-type: none"> • 更新投資の財源不足が生じている事業がある。 	官民連携手法の活用
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> • 精度の高い財務情報に基づく事業評価 • 財務情報の適正開示 	<ul style="list-style-type: none"> • 「計画」と「実行」の比較検証するための財務情報の精度は必ずしも十分ではない。 	財務情報の精度向上
Action (見直し)	<ul style="list-style-type: none"> • 事業計画の見直し（これに伴う投資計画の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規投資は抑制されているものの、更新投資に備えた取組みとその成果は明らかでない。 	（上記課題に包含される）

1 現状認識

(1)更新投資問題の背景

高度経済成長期以降、集中的に投資・施設整備された公共施設やインフラ等の社会資本は、その老朽化に伴い足元の維持更新投資や耐震化、大規模改修等の必要性に迫られている。

一方、公共サービスの担い手である行政にとっては、膨大な債務の圧縮や財政健全化の必要性から資金的な財源確保がままならないばかりか、昨今の事業仕分けにおいて、社会資本への関与の仕方や程度、必要性や意義等に対する説明責任が問われているのは周知のとおりである。

このような更新投資の問題について、国では以下のような問題提起が行われている。

1990年代中盤以降社会資本投資（フロー）は減少しているが、ストックは年々増加し338兆円となっている（GDP統計一般政府の2007年末固定資産残高）。これらの多くは老朽化しており、国民の安全・安心を脅かすとともに、今後、多額の更新投資による財政逼迫が懸念されている。

しかしながら、その情報は十分に明らかにされていない。ちなみに、公共施設（＝ハコもの。学校・病院・公営住宅・庁舎・社会教育施設など）、道路、橋りょう、上水道、下水道の現在のストックを50年間（道路舗装は15年間）で更新するための更新投資額をおおまかに試算すると、総額337兆円、8.1兆円／年となる。

これに対して、現在の社会資本投資（フロー）に占める更新投資（10%と仮定）を控除した後、将来の人口減少に比例して公共投資の事業仕分けを実施する（50年平均で15%削減）対策を織り込んでも、なお2.1兆円／年不足する。

この不足を財政負担増なしに解消するには、民間の効率性と創意工夫の発揮が不可欠である。仮に、上記対策後の社会資本投資（フロー）必要額22.5兆円／年のうちの46%に対して、PFI／PPPを最大限（VFM20%と仮定）に用いると不足資金が解消することになる。これを、PFI／PPP事業規模に換算すると10.3兆円／年、財政負担縮減効果は2.1兆円／年となる。

不足額 2.1 兆円／年 ＝対策後社会資本投資（フロー）必要額 22.5 兆円／年 × 46% × VFM20% ⇒PFI／PPP 事業規模 10.3 兆円／年 ＝財政負担縮減効果 2.1 兆円／年
--

出所：「社会資本老朽化に伴う更新投資財源不足問題とPFI／PPPの活用の提案」（内閣府PFI推進委員会 第23回委員会（平成22年4月19日）会議資料8-1 根本委員提出資料）

(2) 県の更新投資の推計

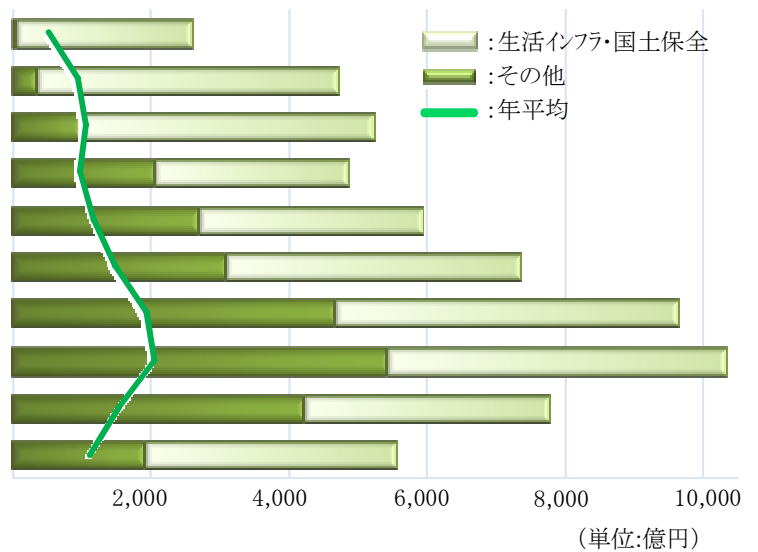
このような更新投資問題への対応について、県では各事業の所管部局の判断に委ねられ、更新投資がどの程度見込まれるか等の全庁的な更新投資の推計・把握が行われていない。

このため、県が作成した新地方公会計の基礎データをもとに、包括外部監査人が県の更新投資を推計した結果は以下のとおりである。

将来の資産更新必要額

(単位：億円)

年度	生活インフラ・国土保全	その他	合計	年平均
2005-09	2,036	2,168	4,204	841
2010-14	76	2,506	2,582	516
2015-19	362	4,357	4,720	944
2020-24	1,012	4,215	5,227	1,045
2025-29	2,087	2,759	4,846	969
2030-34	2,700	3,231	5,931	1,186
2035-39	3,107	4,251	7,358	1,472
2040-44	4,702	4,921	9,623	1,925
2045-49	5,441	4,891	10,332	2,066
2050-54	4,231	3,543	7,775	1,555
2055-59	1,938	3,607	5,545	1,109
2010-2059	25,657	38,281	63,939	1,278



(試算の前提条件)

- 県の普通会計における有形固定資産（平成 21 年度末）を集計対象
- 土地を除く全ての有形固定資産を耐用年数終了時に取得価額で更新する

今後 50 年間の更新投資は総額 6.3 兆円（年平均 1,278 億円）と試算された。当該推計は平成 21 年度までの新地方公会計のデータをもとにしたものであり、必ずしも推計の精度は高くはないものの、更新投資が今後増大することは明らかである。厳しい財政状況の中、新規の社会資本投資を抑制したとしても、これまでに整備した必要性の高い社会資本の更新時期は必ず訪れるものであり、更新投資の増大は国と同様、県においても深刻な問題であると考えられる。

2 県が取り組むべき課題

上記のような問題認識を踏まえつつ、更新投資の最適化を図るため、県が取り組むべき課題は以下のとおりと考える。

(1)アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備

更新投資の増大と厳しい財政状況という制約条件の中にあつて、資産を効率的に運用管理するアセットマネジメントの考え方が注目されている。アセットマネジメントとは、県が所有する資産（インフラ資産を含む）を中長期的視点のもとで計画的に維持管理を行い、資産利用の長寿命化と行政コストの低減を図る管理手法を意味する。

この点につき、県では、いわて県民計画の長期ビジョン「岩手の未来をつくる7つの政策」の一つである「社会資本・公共交通・情報基盤」の中で、以下のような方向性を示している。

7 社会資本・公共交通・情報基盤 ～「いわてを支える基盤」の実現～

■基本的考え方

人口減少・少子高齢化が進行し、投資余力も限られる中で、社会資本の整備、利活用を効果的に進めるとともに、持続可能な公共交通体系の構築や、県民だれもがその恩恵を同じように享受できる情報通信基盤の整備など、「いわてを支える基盤」の実現を目指します。

■政策推進の基本方向

- 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保
 - 道路や橋、河川施設などの社会資本の高齢化に対応するため、予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図ります。

出所：「いわて県民計画」長期ビジョン（平成21年12月策定）

県の説明によると、このような政策推進の基本方向のもと、公共土木施設を中心に、個々の事業（例えば橋りょう）単位でアセットマネジメントの導入を図っているとのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、本来の意味でのアセットマネジメントによる成果を期待できる状況にあるといえるか疑問である。

- 前述のとおり、県では更新投資の推計データを有する事業は皆無（公営企業会計を除く）であり、更新投資の現状把握自体が十分にできていない可能性があること
- アセットマネジメント計画で設定した管理目標が、必ずしも当該計画の目的達成を検証するための有効な指標ではないこと（具体的な事例は「I2(3)計画目標設定の有効性」を参照されたい）

もとより、更新投資の増大と厳しい財政状況という制約条件の中で、更新投資財源を適正配分するためには各部局が策定する更新投資計画の実施を全庁的にモニタリングする仕組みが必要であり、アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備が望まれる。

(2)官民連携手法の活用

必要性の高い行政サービスを持続可能に事業運営するためには、計画的に更新投資を実施する必要がある。

しかし、現状の県において更新投資の財源不足が生じている事業が見られ（具体的な事例は「I2(1)更新投資計画の実現可能性」を参照されたい）、今後、更新投資先送りによる弊害や隠れ債務化のリスクが懸念される。

更新投資の増大に対して、行政単独での対応には限界があるため、官民連携による手法が有効な手段の一つと考えられている。行政、民間、市民の役割として以下のような例が示されているように、PFIを含めた官民連携手法の活用により、持続可能な行政サービスの提供が期待される。

【社会資本老朽化問題に対する行政、民間、市民の役割の例】

	行政	民間	市民
社会資本老朽化データの把握と整理	◎白書の製作、ソフトの活用	○マネジメント情報への変換	
施設仕分け	◎公共施設の統廃合		◎市民参加による優先順位付け
多機能化	◎多機能施設の設置、一般的行政財産の導入	○スケルトン。インフィル工法の提供など	
インフラ・マネジメント	◎アセット・マネジメント、間引き、分散処理技術の導入	○アセット・マネジメントのノウハウの提供	
長寿命化	◎長寿命化計画の策定	○長寿命化の技術、ノウハウの提供	
不動産有効活用	◎余剰空間の提供	○民間事業実施	
規律ある資金調達	◎関連法制度の整備	◎ノン・リコース・ファイナンスの導入	○市民資金の導入
更新投資の実施・資産の所有、更新にともなう負債の返済	◎投資計画、PFIの実施	◎PFIの実施、民間による施設保有	
計画実施のガバナンス	◎モニタリングの実施		○市民によるモニタリングの実施
更新後の運営・維持管理	◎ライフサイクルコスト最小化のマネジメントの実施	○契約による運営・維持管理	◎道守などボランティア活動

出所：「朽ちるインフラ」（根本祐二著）

(3)財務情報の精度向上

アセットマネジメント計画の適切な実行を確保するためには、計画が想定する成果を達成できているか精度の高い財務情報に基づき事業評価を行い、問題がある場合には、それをフィードバックする必要がある。また、県民への説明責任の観点から、県の財務情報を適正に開示することが求められている。

更新投資の増大に対応するために重要な財務情報は県に帰属する資産と負債を表したバランスシート(貸借対照表)であり、以下のようなバランスシートの改革として表されるものである。

【バランスシート改革の総括表】

資産の部		負債・純資産の部	
資産の減少	(1)施設仕分け(統廃合)	負債の増加	(7)地方債
	(2)多機能化		(8)民間資金(規律ある資金調達)
	(3)インフラ・マネジメント	純資産の増加	(9)交付税、交付金、補助金
	(4)長寿命化		(10)税収増加(人口増加、企業誘致)
	(5)広域連携		(11)税率引き上げ、新税創設
	(6)不動産の有効活用		

出所：「朽ちるインフラ」(根本祐二著)

しかし、県の現状では以下の点に見られるように、アセットマネジメントの「計画」と「実行」の比較検証するための財務情報の精度は必ずしも十分ではない。

- ▶ アセットマネジメントの導入効果を検証するためのストック情報(資産の評価額)とフロー情報(減価償却費等の行政コスト)の把握が十分ではないこと(具体的な事例は「I2(2)更新投資の最適化のための管理体制」を参照されたい)
- ▶ 公営企業会計を除いて、固定資産台帳が整備されていない。新地方公会計制度に基づく財務諸表作成は過去の建設事業費の積上げ計算によるものであり、アセットマネジメントの管理単位である個々の資産の財務情報ではないこと

この点に関する根本的な問題の所在は、単式簿記を前提とした現行の会計制度に起因するものと考えられるが、自治体の会計の課題については以下のように論じられている。

1 アカウタビリティの欠如

自治体の会計においては、その1年間の執行の状況や資産や負債の状況などの情報を、住民や議会に対して提供する必要がある。しかし、官庁会計においては、資産及び負債に関する情報が、網羅的かつ一覧性のある情報として提供されていない。例えば、期末時点における概括的な財務状況や、地方債や職員の退職手当などの将来世代が負担するコスト、そして純資産と負債の構成比率によって表される世代間負担の衡平性を明らかにすることが困難である。また、一定期間のフルコストを一覧性のある情報として把握することに限界があるため、当該年度の収益により当該年度のコストが賄われたかどうか、つまり将来世代への負担(余剰)の繰越状況を判断するための情報を把握することが難しい。さらに、フルコストの把握が難しいため、自治体の行政活動の経済性、効率性、有効性を評価するために必要な情報を提供することが不十分となる。

2 マネジメントの欠如

自治体では、教育、福祉、インフラ整備など様々な事業を実施している。限られた財源の中でこうした事業を実施し、より一層効率的で実効性の高い施策を実施するためには、事業の有効性の検証、効率化、見直しといった判断が必要となってくる。そのためには減価償却費や引当金繰入額などの事業の正確なフルコストを把握することが必要となるが、現行の官庁会計では、正確なコスト情報に基づいた事業の検証・評価が困難であるという問題がある。

また、従来の官庁会計でも様々な指標を用いて分析を行っているが、保有する資産と負債といったストックをすべて把握し、総合的な財務情報を基に自治体の行財政運営を行っていくという視点からは十分とはいえない。

出所：「公会計改革白書」（東京都 平成 22 年 11 月）

このような根本的な問題認識を踏まえ、新地方公会計制度のもとでは、固定資産台帳の段階的整備が求められている。県においても、以下のような効果（メリット）を実現するため、固定資産台帳の整備が必要である。

固定資産台帳整備の効果

- 管理を一元化する効果
固定資産台帳による資産情報の一元管理により、全庁的な観点での資産把握や検討が可能となります。
- 資産・債務改革につなげていくための母集団を特定する効果
保有資産を特定することにより、有効活用や経費圧縮を検討する上での、対象資産（母集団）が特定されます。
- 分析等に活用する効果
固定資産台帳により一元的に整備された資産情報（資産価格、耐用年数、減価償却費、維持費、管理費等）をもとに、行政コストの分析や資産管理の将来推計などの活用を行うことができます。
- 調査（棚卸）過程で再確認する効果
資産の調査（棚卸）の過程で、権利の確定が不十分な資産や無償貸付資産など様々な課題を把握することができます。

出所：地方公共団体における財務書類の活用と公表について（平成 22 年 3 月 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ）